

にもありし。御城地廣がりしかば、各代地を給はりて御城外へうつり、其後再び替地を給はりて、當時の所へうつりしなり。委しき事は往々古記に見えたれば略す。落穂集言、町かた普請の儀は、只今の日本橋筋○市内日本橋區より、道三河岸通り○市内本橋區。堅堀をほられ候が始りにて、夫より段々、堅堀横堀ともに出來て、其揚土をほり端に山のごとく積上在之候を、諸國より集り來り候町人共、願出候へば、町屋を割下され候に付、勝手次第に右の揚土を引取、地形を築立、屋敷取を仕り、表通りには先葭垣などいたし置、追々家作をつくり引移り、始の程は町屋願ひの者も多く無之所に、伊勢の國の者共數多來り、屋敷望仕之由、其ごとく町屋は出來候以後、表に懸り候暖簾、一町の内には半ばはいせやと申書付見え候となり云々。事跡合考に、道三河岸○市内麴町區。御入國の後、材木町軒を並べてあり、後年武家屋敷となりて、東の外へ出されしもの、今の材木町○市内日本橋區なりとあり。右町の事、其餘見聞及し事もあれど、繁きをいとひてこゝにりやくしはべる。——武江年表

八年○慶長〇紀元二二六三年。大に府下の市街及水路の修治あり、越前宰相秀康○結城以下六十五人の諸侯に其役を課せらる。是所謂古町なるものゝ起立にて、後來

市街の繁盛は、實に此に基し、其他下町の溝渠等、皆當時の經營なり。

○上略○按に、江戸の地形は、當時○慶長八年紀元二二六三年の修築に一新して、後來の繁盛實に此時に始りしなり。其修治せし箇所は、何地より何地までなりしか、今詳に指がたけれど、思ふに、今の下町なる堀川は、舊來の沼澤を乾涸さん爲めに疏鑿したるが、直に舟入となり、又新に築立しは、淺草○市内の南邊より内神田○市内濱町、○市内日本橋區の邊、八町堀○市内京橋區、一圓、日本橋○市内日本橋區より新橋○市内京橋區の間、芝口○市内芝區の邊までにして、日比谷○市内麴町區の入海も、此時に埋立、西丸下の曲輪も、同時の新築なるべし。

——東京地理志料

同長○慶八年癸卯二六三年。二月、結城秀康前田利長上杉景勝伊達政宗池田輝政、福島正則加藤清正松平忠吉細川忠興黒田長政淺野幸長以下數十諸侯ニ命ジ、千石毎ニ一人ヲ課シ、大ニ市街ヲ開キ、溝渠ヲ鑿タシメ、神田山○駿河ヲ剗リ、東南海洲ヲ填築スル、凡三十四町餘、日比谷○市内麴町區ノ入江ヲ埋ムル、亦此前後ニ在リ。蓋濱町○市内日本橋區。八町堀○市内京橋區。以南銀座○市内京橋區。邊ノ地、此時ヲ以テ成ル。市街ノ稱、役夫ノ國名ヲ以テ之ヲ名ヅクル者アリ。出雲町加賀町○市内京橋區ノ若キ是ナリト云。當時南ハ品川○武藏國荏原郡。西ハ田安ノ原○市内麴町區。北ハ神田ノ原○市内東ハ淺草內。市マテ、市街相連ル。

——東京地理沿革考

看來レバ此役ハ、町普請中ノ大工事ニシテ、下町ノ一半ハ、實ニ此時ノ築填ニ成ル者ノ如シ。此役手傳ヲ命ゼラレタルハ、二萬石以下ヲ除キタル全國ノ諸侯ナリシ如ク、細川家記ニ、二萬石より下の衆は、本役にて、伏見^{○山城國}の石垣を普請被仰付候^{下見}エ、同書忠興^{○細川}ノ書翰ニ、六十六ヶ國の町普請被仰付、一國ノ町の可被定との事^{下有}ルコト、既ニ之ヲ記ス。御手傳覺書淺野氏書上ニ、淺野幸長相掛リノ組ヲ舉ゲテ、

福島正則 ^{四組 四人} 結城秀康 ^{三組 三人} 松平忠吉 ^{四組 四人} 前田利長 ^{四組 四人}

本多忠勝 ^{四組 四人} 蒲生秀行 伊達政宗 生駒一正 ^{八組 十人}

細川忠興 ^{十組 十人} 黒田長政 ^{三組 三人} 加藤清正 ^{三組 三人} 上杉景勝 ^{三組 三人}

淺野幸長 ^{二組 十人}

ト云ヘバ、合セテ七十大名ナリシ歟。千石一人ノ割合ヲ以テ役夫ヲ出シタル者ナリシモ、忠興^{○細川}書翰ニ、我ら役儀三百に而候。乍去餘慶の人をかけ候て、四百可遣候^{下見}ユル如ク、多クハ定員以上ヲ出セル如シ。現ニ相馬氏ノ如キ、千石十人ノ割合ニ之ヲ出シ、乃チ五百人ヲ出シタリ。以テ類推ス可キ也。而モ諸大名自身ハ、何レモ役ニ臨マザリシ者ノ如ク、細川家記此節御くだりの事、自餘の衆

はかたく無用と被仰出候に付、忠興君^{○細川}御斷被仰達候處、御望之通、御下り可被成由に而^{下有}リ。舊諸侯ノ記録中、此役ニ關スル書類少ナキハ、或ハ之ガ爲ナル可シ。工事ハ神田山^{○駿河臺}ノ土ヲ取リテ海岸ヲ築填シ、其間ニ船入ノ溝渠ヲ疏鑿シタル者ニシテ、濱町^{○市内日橋區}以南新橋^{○市内京橋區}邊ニ至ル市街地ノ成ルコトハ、諸説同ジキ所也。尾張町加賀町出雲町^{○以上市橋區}等、此時一國ノ役夫ヲ以テ之ヲ成シタルヨリノ稱ナリト云フ。往古江戸繪圖中橋^{○市内京橋區}其他幾多ノ船入堀有リ。此時ノ疏鑿ニ係ル者ナル可シ。日本橋川^{○市内日橋區}亦果シテ疏鑿シタル者ナリトセム乎、同ジク此時ニ成リタルヤ論ナキノミ。京橋川^{○市内京橋區}新橋川^{○市内京橋區}芝^{○市内日橋區}モ同様ニ疏鑿若クハ舊水面ヲ填メ殘シタル者ナラム歟。名ニシ負フ日本橋^{○市内日橋區}本橋^{○市内京橋區}ノ架設此役ニ在ルコト、慶長見聞集其他ニ見ユ。京橋^{○市内京橋區}中橋^{○市内京橋區}橋通ニ移リ、繁華ノ中心亦之ニ從ヒタル者、實ニ此役ノ結果ニ出ヅル如シ。明年^{○慶長九年(紀元二二六四年)}日本橋^{○市内日橋區}ヲ基點トシテ全國ノ道程ヲ定メ、一里塚ヲ築カシメタル如キ、之ヲ證シテ餘リ有リ。日本橋^{○市内日橋區}京橋^{○市内京橋區}及其中間ニ於ケル中橋^{○市内日橋區}乃至江戸橋^{○市内日橋區}等ノ稱、彼我相關連シテ同時ニ命名

シタル者ニ似タリ。若夫此役ノ起工ハ、慶長八年二〇紀元二六三年三月三日ニ在ルコト、毛利宗瑞元〇輝ノ書翰ニ見ユ。手傳ノ命出デタルハ、正月十二日元〇慶長八年紀元二六三年前ナルコト、亦宗瑞輝元〇毛利ノ書翰ヲ以テ之ヲ推スルニ足ル。竣工ノ日ハ明カナラズ。高鍋藩實錄、

慶長九年二〇紀元二六四年

江戸御堀御普請始ル。御手傳奉行トシテ、林又右衛門草川仁一三左右衛門出府。

ト記スノ類、或ハ城濠ニ非ズシテ城下ノ溝渠ヲ指ストセバ、工事ハ九年〇〇紀元二六四年中ニモ及ビタル者ナル如シ。

又按ズルニ、慶長八年二〇紀元二六三年ノ町普請ハ、多大ノ苦心ヲ以テ經營セラレタル者ノ如ク、往古江戸繪圖ヲ披キテ、其一端ヲ窺フ可シ。大體ノ方針ハ、下町北部南部及西部ニ陸ノ町ヲ開キ、中央東部ニ海ノ町即チ湊町ヲ設クルニ在リタル如ク、之ヲ實行スルニ填築疏鑿ノ兩方法ヲ以テシタリ。内本町〇市内日ヲ中心トスル下町北部ノ陸ノ町ハ、既ニ天正十八年二〇紀元二五〇年ノ工事ニ成ルヲ以テ、此役ハ主トシテ下町南部ノ陸ノ町タル京橋〇市内新橋〇市内間及日本橋通〇市内區。以西ノ町地ヲ填築シ、一面日本橋川〇市内日ヲ中心トシテ幾多ノ入堀ヲ疏


京

橋

原一丈七寸五分、寸一尺。

子爵秋元興朝藏

東海道繪卷ノ内也。京橋圖ノ世ニ傳フル者、此等ヲ以テ最モ古シトス可キ歟。





鑿シ以テ下町東部ニ新江戸湊ヲ開ケリ。其湊町ヲ京橋○市内、新橋○市内、間○、開カズシテ、日本橋川○市内、日本橋○市内、日○ニ開キタルハ、成ル可ク之ヲ市中心ニ近ヅカシメムトシタルガ爲ナル可ク、此ノ設計ノ極メテ機宜ニ適シタルハ、日本橋川○市内、日本橋○市内、日○四邊ノ後來ニ於ケル繁昌如何ヲ見テモ、之ヲ察スルニ難カラズ。而シテ謂フ所ノ入堀ハ、日本橋川北岸○市内、日○ニ、小舟町○市内、日○堀江町○市内、日○等ノ入堀ヲ設ケ、更ニ小舟町入堀○市内、日○ヲ矩折シテ、西ニ入ルコト一町半ナラシメ、日本橋川南岸○市内、日○ハ、楓川○市内、日○ヲ通ジ、楓川○市内、日○ヨリ、每一町ノ間隔ヲ以テ長サ一町半ノ入堀ヲ設ケ、中央中橋大入堀○市内、日○ヲ西ノ方外濠ニ達セシム。此内慶長十七年○紀元二七二二年ノ工事ニ成リタル所無キニ非ザル可キモ、多クハ此役ニ成リタル者ナル可シ。各町ノ區劃ハ、

陸ノ町

- 一、五區ニ分ツ者甲種
 - 表通二區
 - 横町小二區
 - 中央閑地(又拜領地)一區
- 表通一區
- 二、五區ニ分ツ者乙種
 - 横町大二區、小一區
 - 中央閑地(又拜領地)一區

將軍家康時代

三四區ニ分ツ者

表通一區
横町大二區
中央閑地(又拜領地)一區

四三區ニ分ツ者

左右表通合テ二區
中央閑地(又拜領地)一區

湊町

一四區ニ分ツ者

表通一區
横町大二區
中央入堀一區

二三區ニ分ツ者

左右表通合テ二區
中央入堀一區

ニシテ町家ハ何レモ其表口ヲ街路ニ開クヲ特色トス。○覇都ト都制ノ條參照。

〔附記〕慶長見聞集ニ、

江戸町わりは、十二年以前○慶長八年(紀元二二六三年)の事也其頃賣買に金壹兩貳兩の屋敷は、金百兩二百兩五百兩のあたへする。町さか行まゝ、皆人やしきを高くつぎあげ家をあたらしく作りなほす。昔の境くひを尋るに、ほそきくひを立置つれば、みなくさりて、其印一ツもなし。然間間寸他分地の境をあらそひ、人毎に云事して、近き隣も心遠くへだゝりぬ。されば通町○市内日本橋町に西三右衛門宮本市兵衛といふ人、屋敷境をあらそふ處に、町衆出合、兩屋敷

本間を打てみれば、三右衛門屋鋪寸たらず、市兵衛屋しき柱の内に一寸のあまりあり。町衆云けるは、過分の出入かと思ひつるに、只一寸のちがひなり、市兵衛前々よりあやまり來り家を作る事なれば、三右衛門堪忍し給へ、わづかの事にいさかひ、末代の隣と中あしくせんは愚なるべしといふ。三右衛門聞て、町衆の御異見さる事なれ共、われ此面五間、うらへ町なみの屋敷を、各御ぞんじのごとく、當年過分の金にて買とり、いま新敷家を作りなほす。此屋敷は、孫ひこやしやこの末々までもつたはる、五間の屋鋪に一寸のきずをつけん事、思ひもよらず、かしこき人はあたふる物をさへことによりてとらず、むらうたうといふは、草の一筋も針の一本も主ある物をば取べからずと、佛もいましめ給ひたり、いわんや此一寸の地は、金にて買とりたる人の地を、ほしがるは非道なり、曲れる人の隣にすぐなる某しむつひがたし、まきりに此一寸の地をわれに堪忍せよとは、各くは欲をはなれたる誠の生佛にてかくのたまふか、此三界中に欲をはなれたる人間一人も有べからず、其上天よりあたふる寶をとらざれば、却てわざはひをうくといへる本文ありと云て、一寸の地を取かへしたり。○下略。

見しは今、江戸町の道、雨少し降ぬれば、どろふかうして、往來安からず。去程に足駄のはの高さを皆人このめり、狸々は酒履を好み、江戸の人は泥履を好む、人狸とかはれども、用る所は漢和ことならず。慶長見聞集

〔参考〕

今の八町堀京橋区内。邊潮干潟なり。潮除の堤を築きて、蘆原の水を落さん爲ながら、船入の川々を堀せ、其土を以て地形とし、惣町屋敷を割付、其上に萬石以上の屋敷を賜りければ、昨日の蘆原菅野忽變而して繁昌亭宅と成、又諸國の土工商は招かざるに來り集る事露の如く、次第に五穀酒肴思ひの儘に諸國より持運び、荒野を開きて田畑とし、さしもの武藏野作毛の地と成、五穀豊饒にして民其處を得、山なければ、いか程も土地を開き、亭屋敷を廣くせん事も輒く、誠に天下の勝地なり。其頃御鷹匠頭にて使役たりし間宮左衛門が歌に、

海原や山の端、ちらで出る日の、入方もまた武藏野の原、
烏丸光廣卿、中院通村卿、此歌を甚だ其頃稱美し給ふとなり。

武備神木抄柳營秘鑑同

ふるき人のいひしは、長野治右衛門芝口市内の町も京橋京橋区内邊迄にて、それよりこなたは、後に出來しなり。これによりて、京橋京橋区内邊の町の名に、今も大坂町、住吉町などいふ有、これはその所に傾城町有しなり、中頃に今の境町市内へそれを移され、丁酉明曆三年、火事後、又今の新吉原市内へ移されたり。されば京橋京橋区内の邊よりして、日比谷門市内の邊までは、海入こみたり。これによりて、今の芝口市内の邊井上玄徹町の邊まで、やしき前、むかしの肴市場故に、今も市たつ也。又今の日比谷門市内の邊、あたりも町屋なるを後に、武士やしきになされし故に、町は引うつされて、日比谷といふ町市内有、今の門よりは大きに程隔たりたり。今の日比谷のあたりを、陸奥守伊達氏の地を築たてしといふ、その海邊を築たてしなりといふ。又伊賀衆より出し書付を見るに、寛永元二の初までは、赤坂市内の邊、麴町市内の邊は、伊賀衆の知行所の田地なるを、他所へ引うつされ、ため池赤坂区内をほられて、其土は、今の安藝守野のやしきあとの臺となり、夫より堀をほり廻されしといふ。さらば牛込市内などを堀つけられしも、其時に出來しなるべし。淺草橋御門本橋区内は、越前の宰相殿の御

承り也きと、越前衆のいふなり。これは今の松平中務の屋敷は、もと上總介
 どの、御やしきを、後に越前の下やしきに被下候故に、屋敷近くの故成べ
 し。又重羽部いふ、今の靈巖島は、母かたの祖母の旦那の靈巖寺の雄譽の
 望み給ふて、島を築出せしといふ。按ずるに、此靈巖島は、右にしるす京橋市
 橋内区よりこなたの地をつかれて、後に八町堀京橋区の地を築出しての後
 の事にや、又それよりさきの事にや、詳ならず。又按ずるに、麴町内は、江戸
 御打入の時にひらかれしとて、山王祭にも第一に十二町の笠鋒をわたす
 なり。又赤坂内にも傳馬町有。是をおもふに、最初江戸の町は、上方よりし
 ては、京橋京橋区の邊りよりあなたは、赤坂内へかゝりて城下へ入りし
 か、御入國後に、麴町内ひらかれしなるべし。其時には、京橋筋よりは、今の
 西丸下麴町区を往來の道とし、大手麴町区の前より、本町本橋区へ通り
 しなるべし。奥のかたへの町の終りは、今の神田の旅籠町内これなりと。
 これも長野衛門のいひし也。今の常盤橋区を大橋と名付しと
 いへば、これはむかしより有しなり。平川より河へ落入水にかけし橋と見
 へし。其後に、京橋京橋区より本町筋本橋区迄の町出来るに至て、川筋を

ほりひらきて、日本橋本橋区江戸はし本橋区などいふも出来しなる
 べし。これらは慶長五年二〇紀元二〇〇年。關原美濃國事終りし後の事なるべし。それ
 より前の事は、右のごとと見へたり。大猷院徳川家光御代迄、西丸御普請
 々々々といひしは、今の西丸大手の郭と、又は西丸下の外櫻田門麴町区よ
 り、和田くら門麴町区までの郭など築れし事なるべし。重羽部又曰、小日
 向市内の邊ひらかれし時も、我等が父の奉行を承りたり、此邊へ町家
 なくしてはいかゞと申上ければ、町をもわり渡し候へとの事なり。其時は
 奉行の心々なれば、今の室新助直の父の醫師なるに、屋敷壹つ割あたへ
 し事などあり。

紳書

毛利氏賜邸

八月六日庚寅〇慶長八年紀元二〇六〇年。山口防國城主毛利宗瑞元新二

賜フ所ノ櫻田第内成ル。〇毛利氏四代實錄考證

毛利氏賜邸
事蹟

毛利氏賜邸 時日明カナラザレドモ、慶長八年二〇六三年。春夏ノ交ナル可シト
 云フ。

六日〇慶長八年紀元二〇六〇年八月。今日秀就君利櫻田麴町区ノ御屋敷へ御移徙アラセ
 ラル。君秀就先年御下向アリテヨリハ、天徳寺麴町区ヲ借り給ヒテ、御旅館

將軍家康時代

ニ點セラレツルガ、今年元〇慶長八年(紀元二六三三年)。大納言殿〇徳川秀忠ヨリ櫻田〇市内麴町區ノ地ニ御屋形ヲ造ラシメラレケレバ、天徳寺主ヨリ早ク御明ケ渡シアランコトヲ屢々來リ促ス。因是去ル六月廿五日元〇慶長八年(紀元二六三三年)。公〇毛利輝元國司隼人佐ニ仰セテ、櫻田〇市内麴町區ニ假屋ヲシツラヒ、急ギコレニ移リ居ルベシ、天徳寺主ヘ姑ク緩クスベキヤウ辭謝スベキ旨ナリシカバ、工匠ヲ聚メ、土石ヲ運ビ、日々經營アラセラル。去月元〇慶長八年(紀元二六三三年)。十日公〇毛利輝元又國司隼人佐ニ御書ナサレテ、今月元〇慶長八年(紀元二六三三年)。中落成ノ功ヲ奏シ、來月元〇慶長八年(紀元二六三三年)。ニ至リテハ、必ズコレニ移ルベキ旨仰セラレシガ、頃漸ク落成ノ功ヲ奏シヌレバ、今御移徙アラセラル。兒玉五左衛門ヨリ初雁ノ板ヲ呈上シテ、御徙移ヲ賀シ奉ル。其佗諸臣モ、皆慶賀ヲ陳ブ。コレニ御饗アリ。

考證 大和玄修日記

慶長八年元〇慶長八年(紀元二六三三年)。八月

一、六日元〇慶長八年(紀元二六三三年)。藤七様〇毛利秀就屋形へ移徙にて候。兒玉五左衛門初雁之板出弘藤右家中衆、何も不殘と振舞にて候。

年紀考引書自慶長六年(〇紀元二六一年)至同(〇慶長八年(〇紀元二六三三年))。

前略。

一、屋敷普請之儀、かりや漸相調可申候。其内之儀、やど主いそがれ候とも、理を申候て可然候。其以後はなにも無沙汰候哉。

中略。

六月廿五日元〇慶長八年(紀元二六三三年)。

國 隼

宗瑞様(〇毛利輝元) 御 判

前略。

屋敷普請之儀、廻々普請相調、先居候所さへ出來候者、うつり候て可然と存候。此段兒玉五左可令談合候。

中略。

七月二日元〇慶長八年(紀元二六三三年)。

國 隼

宗瑞様(〇毛利輝元) 御 判

前略。屋敷普請も、定而かり屋は此月元〇慶長八年(紀元二六三三年)。七月。中可相澄候條、來月元〇慶長八年(紀元二六三三年)。八月。にはうつり候て可然候。下略。

七月十日元〇慶長八年(紀元二六三三年)。

御 判

前略。

一、屋しき普請いかゞ候哉、うつり候てくつろぎ候すること專一候く。於此方悦候く。

後略。

邸

櫻田御屋敷之次第

一、慶長八年癸卯二〇紀元二六三年。春夏之際御拜領之事。

但、月日御控に相見兼候。下略。

一、同年元二〇慶長八年紀元二六三年。八月六日或者九月。大照院様秀就。御移徙之事。

但、右大和玄脩自筆之日記に相見え候。又九月元二〇慶長八年紀元二六三年。と申傳候儀、記録物に相見候。

下略。

按櫻田邸〇市内ヲ賜ハル月日、春夏ノ際トアレドモ、證據ナケレバ別條ヲ立ズ、此條ニ始テ出セリ。御移徙ノ月日、九月元二〇慶長八年紀元二六三年。ト云ル説モ、記録

物ニ見ユルト邸名書ニ出レドモ、大和ガ日記當時ノ筆ナレバ、コレニ據テ八月六日元二〇慶長八年紀元二六三年。トス。

櫻田御屋敷之次第

外輪間數 但本門前五拾五間半。西側百七拾八間。南側三十七間。正也。貞享四年〇紀元二三四七年以前之間敷にては無之。

毛利氏四考證論斷

一、慶長八年癸卯二〇紀元二六三年。春夏之際、御拜領之事。

但、月日控ニ相見兼候。今年元二〇慶長八年紀元二六三年。六月廿五日宗瑞様〇毛利。國司隼人江被下候御書櫻田〇市内。御普請かりや漸相調候由相見候。

一、同年元二〇慶長八年紀元二六三年。八月六日或は九月。大照院様秀就。御移徙之事。

但、右大和玄脩自筆之日記に相見え候。又九月元二〇慶長八年紀元二六三年。と申傳候儀、記録物に相見候。又今年元二〇慶長八年紀元二六三年。七月十日宗瑞様〇毛利。國司隼人江被下候御書に、普請茂かり屋は、此月元二〇慶長八年紀元二六三年。中可相濟候條、來月元二〇慶長八年紀元二六三年。

長八年紀元二六三年八月。にはうつり候て可然候。又右同斷八月十八日元二〇慶長八年紀元二六三年。之御書に、屋敷普請いかゞ候哉、移候而各くつろぎ候すると專一に候。又右

同斷十月十七日元二〇慶長八年紀元二六三年。國司隼人兒玉五左衛門兩人江被下候御書に、天徳寺へ禮儀之程可然候、やど廻小家共に其まゝ置候而遣候由尤に候

と有之、是等之趣に候へば、九月元〇慶長八年(紀)二六三年(紀)。中十月元〇慶長八年(紀)二六三年(紀)。始迄之間、御引移に而可有御座と相見候。

付。右櫻田麴町区内。御引移以前、慶長六年二〇紀元二六一年。大照院様秀就。始而江戸御下向以來は、天徳寺麴町区内に御宿被成候事。

一、同年元〇慶長八年(紀)二六三年(紀)。秋以後、翌九年二〇紀元二六四年。春迄之際、櫻田麴町区内。御屋敷割殘候十三間之處、被添下候事。

但、右堅田大和書付物、并慶長九年二〇紀元二六四年。六月廿一日宗瑞様輝元。司隼人江被下候御書に相見候事。

一、同長。慶長十一年丙午二〇紀元二六六年。十一月、只今迄之櫻田御屋敷麴町区内。實に假之儀、且來々年元〇慶長十三年(紀)二六八年(紀)。御婚禮、茂差向候儀に付、御普請之御思召有之、翌

十二年丁未二〇紀元二六七年。二月、御作事始り、十月元〇慶長十二年(紀)二六七年。迄に相調、十二月元〇慶長十二年(紀)二六七年。御移徙有之候事。

但、右益田牛庵、國司隼人等江被下置候宗瑞様輝元。御書其外御控に有之候事。

付。慶長十二年二〇紀元二六七年。御婚禮は勿論於櫻田麴町区内。被爲相調候事。

一、元和元年乙卯二〇紀元二七五年。九月廿一日櫻田麴町区内。此御方々出火、伊達、島津鍋

島杯御類焼之事。

但、右御寶藏御控に相見候事。

一、寛永十六年己卯二〇紀元二九九年。泰巖院様網廣。於櫻田麴町区内。御誕生之事。

一、同永。寛永十八年辛巳三〇紀元二〇一年。十二月廿六日、麻布内。御作事出來に付、一應

御兩殿様毛利秀就。其外上々様御移徙被成候へ共、今日計之御滞留に而又

々櫻田麴町区内。被成御歸候事。

但、右御控に相見候事。

一、同永。寛永二十年癸未三〇紀元二〇三年。八月二日若殿様網廣。御部屋御移徙有之候

事。

但、右御控に相見候。將又御柱立は、六月朔日元〇寛永廿三年(紀)二〇三年。に有之候由、大和

七兵衛就全日記に相見候。然處に本文之通御控に有之、文勢いかにも櫻田

麴町区内。と相見候へども、無間相麻布内。御引移にて候へば、彌此御部屋櫻

田麴町区内。と申儀、慥なる處難相決様相見候事。

一、正保二年乙酉三〇紀元二〇五年。十一月廿三日未ノ上刻御兩殿様毛利秀就。御前

様青山○市御下屋敷御移徙被成候事。

但、右御控に相見候事。

一、同月○正保二年(紀元二〇五年)十一月晦日公儀役御使者にて、櫻田○市内御屋敷作事被仰

付度被思召候に付、此節方青山○市御引越被成候、此已後自然御公儀之御用

御座候は、上屋敷迄被仰下候様にと、御老中方之御案内被仰入候事。

但、右御控に相見候事。

一、右之通被仰入候已後は、大照院様○毛利御一生終り之御番手慶安三年○紀元二〇〇二年

御歸國被成候迄、上々様方不殘麻布○市に被成御座候事。

但、右御控に相見候事。

一、慶安四年辛卯○紀元二〇一年正月泰巖院様○毛利御家督之時、此内之通、麻布○市

に被成御座、天和四年○紀元二〇四四年御隠居已後は、猶以之儀、元祿二年○紀元二〇四九年

迄御生涯櫻田○市内には不被成御座候事。

但、明曆三年○紀元二〇一七年御類焼迄は、櫻田○市内に被成御座、火事已後、麻布○市

内、御移り之由申傳有之候へども、正保二年○紀元二〇〇五年麻布○市御移徙以後、

承應三年○紀元二〇一四年迄、勿論致連綿麻布○市被成御座之由、相見え、翌明曆元

年○紀元二〇一五年龍昌院様於麻布○市御逝去之節、茂御暇之上使、櫻田○市内御

出に付、殿様に茂被成御出、公儀人固屋に而、被成御相對候之由、御控に相見

候へば、兎角此時、茂櫻田○市内には被成御座間敷歟、左候へば、其已後同年

○明曆元年(紀元二〇二三年)七月、○明曆三年(紀元二〇一七年)御類焼迄、中一ヶ年櫻田○市内

被成御座たるに而、可有之候歟、併左様之儀、御控に相見兼候故、泰巖院様○毛利

利綱御事暫時、茂櫻田○市内御在居と申儀難相決候、右御類焼以後は、勿論

麻布○市に被成御座候由、御控段々相見候事。

一、明曆三年丁酉○紀元二〇一七年正月御類焼之事。

但、右御控に相見候。將又此時、櫻田○市内方麻布○市に被成御火除、直様御

住居之由申傳候へ共、此内櫻田○市内被成御座候儀、御控儘に相見兼候事。

一、右之通之趣に付、大照院様○毛利御代、正保三年○紀元二〇〇六年天和二年○紀元二〇〇二年

○泰巖院様(毛利)御隠居迄、麻布○市御住居被成候へ共、御吉凶其外有廉

上使等、いづれも於櫻田○市内御引請、御豫參御登城等之節、出羽様其外御同

道之御方、有之候得者、先達而櫻田○市内御出御待請被成、諸事被相調候趣、

御控に相見候。左候へ者、御裝束屋敷杯と唱候様申傳有之候、茂、箇様之儀杯を

以申習はしたるにて可有御座敷。

但其内明暦元年三〇紀元二龍昌院様御病氣寛文十年三〇紀元二泰巖院様利綱御病氣御尋之上使、其外麻布〇市御出被成候儀、是又御控に相見候事。

一、右之通櫻田〇市内御住居無之節者、江戸加判役等、上御屋敷被差置、惣都合被仰付、公儀人役、其外表向之役人、何れ茂櫻田〇市内被差置候由申傳有之候事。

但、惣都合役之事、睨と仕候儀、御控に相見兼候事。

一、延寶四年丙辰三〇紀元二五月廿六日壽徳院様〇毛利御移徙被成候以來、只今之通に候事。

但、此時壽徳院様〇毛利御嫡子成之儀に付、此節は御部屋に被成御座候。天和二年三〇紀元二御家督之前後、御表御引移被爲成たるに、而可有御座候得とも、前後左様之趣、於此本御控相見兼候事。

一、貞享四年三〇紀元二秋、櫻田〇市内御添屋敷千八百九坪半、大關信濃守殿、御買得、都合壹万三千三百三十八坪に相成候由、相見候事。

但、右之通御控に相見候へ共、月日其外之趣、於爰本相見兼候事。

一、萬吉様御事、壽徳院様〇毛利御猶子之御内思召有之候由、申傳有之候。夫故に候哉、昌壽院様御逝去已後、歟、櫻田被成、御引移候事。

一、享保十六年辛亥三〇紀元二四月十五日御類焼之事。

但、此時御中屋敷、茂一同に御類焼之事。

一、明和九年壬辰四〇紀元二二月廿九日御類焼之事。

但し、右同斷。

一、天明三年卯四〇紀元二正月十五日御引移之事。

邸

領地城宅表

領地城宅	場所	廣袤又ハ祿高	所有年月	時代	沿革	現今推定地
上屋敷	江戸櫻田	初千八百餘坪後一萬七千七百七十坪餘	慶長八年九月	秀就徳川家康より拜領	元治元年七月廿六日幕府へ沒收	麴町區西日比谷町第一中學校敷地附近
中屋敷	江戸芝愛宕下	不	慶長年間	秀就拜領	寛永十三年三月廿四日返上	芝區愛宕下町一丁目一番地
下屋敷 (後中屋敷)	芝宇田川町	不	慶長年間	秀就拜領	明暦三年十月十八日返上替地トシテ青山邸拜領東北地續若干坪	芝區愛宕下町四丁目附近

附記
愛宕下中
屋敷ト芝
下屋敷

〔附記〕 愛宕下中屋敷ト芝下屋敷

毛利のまげりニ據レバ、愛宕下中屋敷○市内及芝宇田川町○市内下屋敷亦慶長中○紀元二二七四年賜フ所ノ者ノ如シ。其何レノ年ナルヤヲ明カニセズ。兩邸共ニ往古江戸繪圖ニ見ユ。

土井氏賜邸

是年○慶長八年(紀元二二六三年)小見川○下國城主土井利勝○甚郎神田橋内○市内

相馬氏賜邸

ノ邸ヲ賜ヒ、○開府以降舊藩賜邸小高○磐城城主相馬利胤○大膳大夫外櫻田○市内

土方氏賜邸

○市内ノ邸ヲ賜ヒ、○奧相舊記中邑世紀野々市○加賀國邑主土方雄久○河内守

亦外櫻田○市内ノ邸ヲ賜フ。○譜牒餘錄

土井氏賜邸
事蹟

土井氏賜邸 慶長八年○紀元二二六三年土井利勝○甚郎神田橋内○市内ニ邸地ヲ賜ヒタルコト、左ノ諸記ニ見ユ。
大炊頭源利勝○中長八年○慶長八年(紀元二二六三年)江戸神田橋内○市内へ邸ヲ給フ。

開府以降舊藩賜邸調

華族 土井利與

——土井家譜

屋敷	町名	位置	坪數	給收	年月
上	神田橋内	今ノ麴町區 元衛町一番地	坪數不詳	慶長八癸卯年 <small>○紀元二二六三年</small> 先祖利勝 <small>○土井</small> ノトキ給フ。明曆三丁酉年 <small>○紀元二二二七年</small> 正月、二代利隆 <small>○土井</small> ノトキ上ル。	明治十二年土井家書上

一、慶長八癸卯年○紀元二二六三年江戸神田橋上屋敷土井利勝君拜領。明曆三丁酉年○紀元二二二七年正月十八日十九日大火、神田橋内○市内上屋敷類焼。同○明曆三年(紀元二二二七年)三月三日土井家二代目利隆君○土井柳原元誓願寺跡地○市内拜領。神田橋内屋敷○市内に五十五年間住居。神田屋敷○市内者、松平乘壽に被下。

——子爵土井家回答

相馬氏賜邸
事蹟

相馬氏賜邸 慶長八年○紀元二二六三年相馬利胤○大膳大夫外櫻田○市内ニ邸地ヲ賜ヒタルコト、左ノ諸記ニ見ユ。

一、慶長七年○紀元二二六二年本領御安塔以後、江戸櫻田御旗本犬塚平右衛門殿屋鋪を御借宅利胤○相馬御婚禮、其後御屋鋪と成る。今櫻田御屋鋪○市内也。
一、同年○慶長七年(紀元二二六二年)十二月相馬大膳亮利胤御内室に、土屋民部少輔直○利胤御縁組御婚禮、實ハ岡田大民部少輔利直は武田勝頼甲州天目山にて生將軍家康時代

害ありし同時に打死の土屋宗藏昌恒の嫡子秀忠公川○德え被召出奉仕御一服の御妹を將軍の御主に被爲成旨上意にて利胤馬○相に御婚姻の時御老中土井大炊頭利勝を始め歴々駕輿に附順仍而御道具何も葵の御紋付候也。利胤馬○相於櫻田町○市内御屋鋪小屋掛にて御婚禮其後御拜領屋鋪になる。

一、同年元○慶長七年紀二六二年。櫻田御屋敷町○市内長屋御普請有之奉行門馬源兵衛。

——奥相日記

一、慶長七壬寅年元○紀二六二年。

一、十一月元○慶長七年紀二六二年。江戸櫻田御旗本犬塚平右衛門御屋敷御借住當御屋敷也。

一、同月元○慶長七年紀二六二年十一月。秀忠公川○德密胤公利○相馬を被爲召土屋民部忠直妹岡田大和守女縁組被仰付岡田氏女に而不相應に心得候も如何ながら土屋民部直○忠妹に而候得ば不苦殊秀忠公川○德主に被成旨被仰。

一、十二月元○慶長七年紀二六二年。密胤公馬○相御結納同月元○慶長七年紀二六二年十二月。御婚禮江戸御城々御入輿也。土井大炊頭殿勝○利御輿添に御入。

御貝桶渡御旗本名不知、受取島田次兵衛娘之由。御道具諸品葵紋付也。馬廻稻尾左次兵衛。

一、慶長八癸卯年元○紀二六三年。

一、外櫻田御屋敷町○市内家康公川○德御自身御繩張に而御拜領。

元○慶長八年紀二六三年。昌胤様相○馬御代右之趣阿部豊後守様へ御達。

——中邑世記秘説

大膳大夫利胤公馬○相御代

慶長八卯年元○紀二六三年。家康公川○德御繩張ニテ外櫻田内○市犬塚氏屋敷御拜領。

——子爵相馬家回答

而シテ謂フ所ノ外櫻田邸ハ往古江戸繪圖霞ヶ關黒田右衛門佐邸向北角相馬大膳ト記ス者也。今市内麴町區霞ヶ關二丁目海軍省敷地ヲ是ナリトス。

土方氏賜邸 譜牒餘録土方伊賀守書上云フ、

私曾祖父土方河内守久○雄慶長八年元○紀二六三年。於外櫻田町○市内屋敷拜領其年元○慶長八年紀二六三年。之暮、台徳院様秀○德川御成御鞍置馬拜領仕翌年元○慶長九年紀二六四年。

又被爲成來國光御脇指拜領仕候。本知越中野々市に而一萬石御加増知、下總田子に而五千石拜領仕候。

位置ハ往古江戸繪圖霞ヶ關淺野但馬邸東相馬大膳邸北ニ、ひぢかたかもん土○

方掃部頭雄重。ト見ユ。即今ノ市内麴町區日比谷町裁判所敷地ニ當ル。

立花宗茂高田寓居

八月元〇慶長八年(紀元二六三年)前柳川後國筑城主立花宗茂關原役西軍ニ屬シテ所領ヲ收

寶祥寺〇市内牛込區若松町ニ寓居ス。川開書立花家譜

立花宗茂高田寓居事蹟

立花宗茂高田寓居 前柳川後國筑城主立花宗茂關原役西軍ニ屬シテ所領ヲ收

メラル。慶長七年〇紀元二六二年三月高瀬後國肥ヲ發シテ京師ニ遊ビ、八年〇慶長〇紀元二六三年

秋江戸ニ下リ、高田寶祥寺〇市内牛込區若松町ニ寓居ス。

宗茂公花〇立肥後に至て、高瀬と云所に御座ありけるが、清正藤〇加の馳走は、中々言葉にも述難し。〇中宗茂公花〇立翌年の春まで肥後にて過し給ひけるが、

清正藤〇加に宣ひけるは、此間御芳志に依て心靜に休息し、満足此上も候はず、然れども某暇ある遊人にて候へば、都の方へ立越、名所舊跡見物せんと存ず

るはいかにと有ければ、清正藤〇加最の仰なり、御心に任せ候處、清正藤〇加が馳走の一ツ成べしとて、旅行の事共懇に取まかなひ、都へ上らせ玉ひけり。宗茂

公花〇立は、京都南都和泉の境、心靜に遊覽ありて、三とせの春を送り給ふが、江戸の方床敷おぼし召れ、慶長八年〇紀元二六三年の秋の頃、江戸へ赴き給ひ、高田市

内牛込區の寶祥寺に忍びて御座ある處に、舊識の大名小名、開付開付訪尋あり、後々は忍び給ふ體にもあらず、諸大名の馳走に逢給ひけり。

立齋舊聞記

京都御立被成候。〇立花宗茂御供之侍中路銀無之、御前〇立花宗茂にも金銀無御座候

故、御道中之御難儀、言語に絶たる事共也。御道中道々巡禮仕、漸々駿府〇駿河國迄御著被成候。肥後に罷在候侍中より、御機嫌伺に清正公〇加藤御使者被差遣候。

大脇左大夫と申候仁、關東に罷越候を相頼み、銀十枚進上仕候。京都に而、關東を御下向之由、承持參仕、駿府〇駿河國に而差上候故、是より江戸迄は、少々緩々と御供仕候。〇中駿府〇駿河國より本多佐渡守殿信〇正へ被仰越候者、去年〇慶長七年(紀元二六二年)以來在京仕洛陽所々遊山仕候、關東はいまだ見不申候に付、見物之ため罷下り候、駿府御城下迄著仕候、追付御在江戸可被遊候條、自然御とがめも御座候は、其時迄と御覺悟被成候由に候。戸塚〇相模國へ御著被成候とき、佐渡殿〇本多正信より之御返事に、高田〇市内之寶勝寺に御入被遊候様にと計申來候故、何も存候は、京都より御下向之儀、兩御所様〇徳川家康徳川秀忠御機嫌之程も御かまひなく、押付て御下り故、定て御切腹たるべくと各存、御供之用意仕候人數十

一人也。○中寶勝寺に御入被成、御草臥被成候よしに而、御行水被遊前後無御覺、御寢被成候處に、佐渡守殿正信御出被成、御自分御事、秀忠公德川御懇意に被思召上候、まかし本多平八勝忠は、いかゞ仕たる事に候哉、御自分御事、伏見城山以來入魂之事に候へども、立花はにくひ働仕たると、度々申候、乍然兩御所様德川家康共利秀に、貴様無御別儀段は、具に被聞召届候間、少も仔細有之間敷由に而、兵糧鹽噌等被進候故、御供中も安堵仕候、則佐渡守殿正信本多より土井大炊頭殿利勝へ御内談に而、大炊頭殿利勝土井より平八殿忠勝本多へ御相談候處に、敵に強き者は、味方にて強く候間、御取合くるしかるまじき由被仰候故、則内府様德川家康御聞德川に立、御目見相濟秀忠様德川へも御目見被成、其日勘忍分と御座候而、棚倉代國に而壹萬石御拜領被成。

淺川聞書大日本史料所收

立花家譜ニハ、慶長七年壬寅二紀元二二六二年三月、宗茂花立高瀬後國ヲ發シ、京都ニ遊ブ。八年癸卯二紀元二二六三年江戸ニ至リ、寶祥寺市內牛込區若松町ニ寓ス。十月二十五日慶長八年紀元二二六三年家康秀忠德川ニ謁ス。九年庚辰二紀元二二六四年奥州棚倉ニ封セラレ、貳萬五千五百石ヲ食ムト有リ。

愛宕神社創

九月元二二六三年幕府櫻田山芝區市內ニ愛宕神社ヲ創ス。芝愛宕圓福寺書上。文政寺

社書上。慶長見開集。丙申紀行。江戸名所記。江戸砂子。安國殿御家譜。改撰。江戸志。

愛宕神社創

建事蹟

御朱印境内六千八百五坪餘。右從東照宮様德川家康慶長八癸卯年二紀元二二六三年拜領仕、其後寛永十三年二紀元二二九六年十一月九日從大猷院様德川家光御朱印被成下候。開闢等最初起立之儀は、東照宮様德川家康初而本社末社等假殿并自坊假屋御草創被成下、台徳院様秀忠御代慶長十五戊年二紀元二二七〇年本社幣殿拜殿樓門諸末社諸建物別當自坊等迄、悉御建立被成下候。愛宕大權現御神躰勝軍尊像爲御安置、慶長八年二紀元二二六三年御草創之時、山下に神證朝野舊聞哀稿、按ずる元二二四二年伊賀路より地藏乃像を護して供奉せし僧なり之住坊御建被下置、則寺號を遍照院自註今之圓福寺也と唱、右境内に居住いたし候て、御祈禱修行仕候。祭禮定日慶長八卯年二紀元二二六三年九月二十四日に、初而被許貴賤之拜禮候。芝愛宕圓福寺書上朝野舊聞哀稿所收愛宕權現社

勸請之儀は、慶長八年二紀元二二六三年に御座候。委細は縁起に有之、左に載す。

縁起

將軍家康時代

江戸愛宕之草叢者東照神宮○德川家康之台願也。厥神像也乃大神君○德川家康護持尊行基菩薩所彫刻。釋其來由在昔菩薩天平十年○紀元一三九一年。行化江州紫香樂之日。手親造地藏勝軍小像。授安陪內親王。內親王後即帝位。號孝謙天皇。重祚號稱德天皇。即相攸於邑中。建造寶祠。安置神龕。今宮村者是其地也。靈驗揭焉。民人敬畏。天正十年○紀元二四二年。夏。明智日向守○光秀。弑信長公○織田。於京師時。大神君○德川家康在泉堺。聞明智謀逆。急歸本國。廻駕經大和路。宿宇治○山城國。至紫香樂○江國。次多羅尾四郎右衛門尉宅。人告路次多逆黨。恐賊遮道。故從間道。葺山避兇徒。多羅尾啓行。到宮村。自此令其嗣久八郎護送。於此爲冥衛。出彼勝軍像上進。大神君○德川家康大喜。韞具足櫃。而至磯尾村。有僧名神證。字春音。後改音爲香。下野國人。世姓鹽谷。母皆川氏。父早奔背。甫八歲。依山越密藏院。春織。開梨。鍾髮爲之。京。學。宿留磯尾山。與小野村。村有磐石。刻不動尊像。證對像脩瑜伽法於路傍。神君○德川家康見而奇之。問曰。僧何許人也。對曰。下野國。曰。若欲歸本國者。與我同行矣。證欽諾。乃同士伍束歸。因此託證。以彼像行供養。磯尾村中多有山臥住。遙見小隊潛行。而欲劫掠。吹法螺。蜂起。其黨中多有證之相知者。故前制止之。自後處々劫賊蟻聚。諸士操戈衝潰。士卒皆謂勝軍神之陰護也。證素精推步之術。每預言事之吉凶。軍之勝敗。多如徹視者。故神君○德川家康征伐。證必相從。專脩勝軍秘法。無戰不

勝。所謂如甲州之役。神君○德川家康討北條於甲州三坂黑駒。證在勝山。精脩勝軍法。如尾州小牧役。證脩法於猿投山。如小田原役。命證脩法於駿州久能山。如慶長庚子○紀元二六〇年。春。爲折伏上杉○景勝。謀叛。自伏見○山城國。傳命脩法于江戶。至夏○慶長二年。有奧州之役。證跨鐵馬相隨。如關原役。特命懇祈。皆奏凱歌。越慶長八年○紀元二六六年。癸卯○紀元二六三年。夏。神君○德川家康謂證曰。我有夙願。營構神祠。安勝軍尊。何地是也。去庚子歲○慶長五年。關原役。脩勝軍法者何地耶。應曰。武州櫻田村民內藤六郎之山也。即命石川六郎左衛門尉爲奉行。鑿地闢基。經始假殿。鈞命無暨。至九月。竣功。廿四日○慶長八年。初許貴賤觀禮。山下構六院。證之坊號。遍照院。今圓福寺是其處也。其餘五院。今金剛普賢壽圭院。滿藏院後仙藏華藏鏡照等是也。別當愛宕山寶珠院。圓福寺山城國無量壽院末。起立之儀。慶長八卯年○紀元二六三年。初而本社末社假殿。并自坊假屋。御草創。被成下候。地中。

金剛院 脇坊下唱。本地堂別當。

起立之儀者。天正十年○紀元二四二年。東照宮樣之神證。初而御目見申上。御陣中御

祈禱被仰付候。慶長八卯年二〇紀元二六三年。始而本地堂御草創、假殿并自坊共被成下。

— 文政寺社書上

いづれの時にか、京なる愛宕を、遠江國なるこ坂に勸請し、それより駿河國うつこのやに移し、又武藏國にうつして侍りし。是は勝軍地藏の法おこなはるとて、ことに武士の崇敬する故に、始はわづかなるほこらなりしを、漸くつくりひろげて、今は大厦になりぬ。

京洛移遷坐武州、築壇構閣陟山丘。誰知幣帛神封物、却作沙門活命謀。

— 丙辰紀行

關東御領國と成りし後、此尊體安鎮せしめらるべき土地を、神證に見立てさせ給ふに付、中野武藏國の寶泉寺に安座如何あるべきよし申上る。中野武藏國は遠所也、御城程近き所にて、見立候様に仰に付、芝市の地にて内藤六左衛門が宅地、高き岡にて山のごとし。東海の眺望能、御本城にも近きよし申上るに付、則内藤が地を轉ぜられ、是を靈地と被成下。石川六左衛門を奉行として、宮殿御造立被成、尊體を安鎮也。是れ今の愛宕大權現にて、神體は行基の作にて、金佛子將軍地藏也。則神證を別當に御付け成され、金剛院と號す。其跡、今は圓

福寺の館中と成る。

— 林鐘談

慶長見聞集には、十年以前七〇慶長見聞集ハ、慶長十九年紀元二二〇の事かとよ、櫻田山芝〇市内へ愛宕飛給ふと風聞する。是は希代不思議哉と、われも人も此山へのぼりて見れば、草村の中にたゞ幣帛ばかりを立置たり。其後草のかり屋を結び、御へいをおさめ、愛宕をまゆご申せしが、今見れば、まやうごん殊勝におぼします。ト見エ、安國殿御家譜、亦慶長九年二〇紀元二六四年。江戸愛宕始テ成ル。ト有り。改撰江戸志云フ、慶長八年二〇紀元二六三年。鎮座といふは、九年二〇慶長〇紀元二六四年の誤りと見ゆ。見聞集云、十年已前の年かたとよ、櫻田市内へ愛宕飛給ふと風聞する。是は希代不思議かなと、我人も此山へのぼりてみれば、草村の中にたゞ幣帛ばかりを立置たり。その後草のかり屋を結び御へいをおさめ、愛宕を守護せしが、今みればしやうごん殊勝におぼします云々。是慶長十九年二〇紀元二七四年にいふ所なり。まかれは十年あとは則九年のことなり。石神井村武藏國三寶寺の舊記といへるものに、俊雅法印慶長九年二〇紀元二六四年。江戸愛宕圓福寺開山とあり。孰カ是ナルヲ知ラズ。其本建築ガ、慶長十五年二〇紀元二七〇年。石川六郎左衛門ヲ奉行トシテ營造セラレタルコト、諸書之ヲ記ス。

べし」下説ク。今姑ク之ニ從フ。

〔參考〕

七月廿一日○慶長八年(紀元二二六三年)。武藏國江戸神田大明神之禰宜宮内大輔○芝崎勝遠。次同郡○武藏國豐島郡神明之禰宜修理進○西東勝光。兩人令上洛。予○梵先年關東令下向。故其次より來。裁許狀貳通。申調遣了。予杉原廿狀。兩人トメ。四束。良子十文。自之禮也。

廿三日慶長八年(紀元二二六三年)七月。

社家者被遣裁許狀案文

武藏國豐島郡神田大明神之祠官平宮内大輔勝遠。今度上洛令對面訖。神前之儀。任先例可勤仕者。神道裁許狀。如件。

慶長八年○紀元二二六三年七月廿四日

神道管領長上卜部朝臣○吉田兼見

——舜舊記

武藏國豐島郡神明之祠官藤原修理進勝光。今度上洛令對面訖。神前之儀。任先例可勤仕者。神道裁許之狀。如件。

慶長八年○紀元二二六三年七月廿四日

神道管領長上卜部朝臣○吉田兼見判

——文政寺社書上

寺院創建轉移

幡隨院○市内淺草區。 文政寺社書上ニ據レバ、

神田山新知恩寺幡隨院

淺草

慶長八癸卯年○紀元二二六三年。最初起立之地者神田臺○市内神田區。云新知恩寺今駿河開山智譽幡隨意上人傳亦慶長八癸卯年○紀元二二六三年。神君○德川家康。渴慕其道德。復招於東武賜地於神田臺今之駿河臺是也。草創梵宇鑿井得龍水。卅日不涸焉。此外所開創精舍各有清泉。是則妙龍所爲。號曰神田山新知恩寺。後依回祿移地下谷○市内。上人登柳營謝恩。神君○德川家康。曰當附與資糧焉。上人云願與僧上寺存應同賜幕下微笑止後家綱公○德川給寺封五十戶。於是建設法幢。教令衆僧。向來之徒。舉問津。亦命佛工。令造肖像。安之佛前。而焚香。指竹篋打之。三下。喚曰幡隨意。像自著。上人曰是非我像。即以鐵槌破却之。又彫亦摧如故。三像。工精齋益罄。巧數日又一像成。上人亦手自加工。云云如初。像忽點頭起立。而離地尺餘。是我眞影也。足以化遐代也。見聞者靡不嗟嘆。今影

寺院創建轉移
幡隨院

壽松院

堂像是也。亦名對言。又有自作影像。長四寸計。是亦爲當院。隨院之什寶者也。
 慶長八年二〇紀元二六三年。神田臺市ニ創建スト爲ス事諸書同シケレバ、餘ハ略ス。
 壽松院市。文祿三年二〇紀元二五四年。善譽林貞上人、之ヲ鍛冶橋内
市内麴町區。後蜂須賀ニ創シタルコト、既ニ之ヲ記ス。文政寺社書上ニハ、文祿
市内麴町區。後蜂須賀ニ創シタルコト、既ニ之ヲ記ス。文政寺社書上ニハ、文祿
 三年二〇紀元二五四年。一寺起立成就。然處慶長八卯年二〇紀元二六三年。右爲御用地、被
 召上、柳原雁淵市内ニ而代地被下置。下有リ。諸書云フ所略同ジ。
 日輪寺市内。是年二〇紀元二六三年。白銀町市内日ヨリ淺草區芝崎町。
 ニ移ル。即チ文政寺社書上ニ、

神田山日輪寺

淺草

○上。天正十九年二〇紀元二五一年。社神田。今の湯島市内。に移リ、ハズ。神田神社ノ
 條參。寺は葬儀に關係する故に今の白銀町市内日ヨリ淺草區芝崎町。に移る。慶長八年二〇紀元二六三年。今の寺地方七十間を賜りし。

文政町方書上ニモ同ク、日輪寺門前、右門前町屋之儀は、往古神田橋御門内市
 町區。に寺地有之候處、天正十九年二〇紀元二五一年。白銀町市内日邊ニ引地に相成、
 猶又慶長八年二〇紀元二六三年。當所市内。ニ引地相成候由、下記ス。

海禪寺

海禪寺市内。文政寺社書上云フ、

大雄山海禪寺

淺草

起立之儀は、慶長八癸卯年二〇紀元二六三年。に御座候。

西光寺

西光寺市内。文政寺社書上云フ、

佛到山無量院西光寺

谷中

當寺之濫觴、慶長八卯二〇紀元二六三年。開山宥義於神田北寺町市。寺地拜領仕、堂

舍佐竹右京大夫義宣公建立。

三念寺

三念寺市内。文政寺社書上云フ、

藥王山遍照院三念寺

本郷御弓町

慶長八癸卯年二〇紀元二六三年。當地所市内。拜領仕候。

福勝寺

福勝寺市内。文政寺社書上云フ、

天龍山泥洹院福勝寺

小日向服部坂

當寺起立之儀は、慶長八癸卯年二〇紀元二六三年。に御座候。

光照寺

光照寺市内。文政寺社書上云フ、

樹王山正覺院光照寺

牛込

將軍家康時代

宗福寺

當寺起立、慶長八癸卯年二〇紀元二六三年。神田元誓寺町〇市に而屋鋪拜領仕候。正保二乙酉年三〇紀元二五年。寺地御用ニ付、被召上、半込〇市ニ而代地拜領仕候。
〇中當寺〇光安置之本尊阿彌陀如來者、行基菩薩之作にして、權現〇徳御持念佛ニ御座候處、開基松平次郎左衛門信貞、台徳院〇徳川江御奉公仕候節、拜領仕、光照寺本尊ニ安置仕候由申傳候。

宗福寺〇市四谷區。

文政寺社書上云フ。

日照山宗福寺

四谷南寺町

起立之儀は、慶長八卯年二〇紀元二六三年。麴町清水谷〇市に起立仕候。

正源寺

正源寺〇市麻布區。文政寺社書上云フ。

萬榮山淨喜院正源寺

麻布領白金

起立之儀は、慶長八卯年二〇紀元二六三年。於木挽町〇市京橋區。一字建立仕候。

西念寺

西念寺〇市深川區。文政寺社書上云フ。

感益山西念寺

深川黒江町

慶長〇紀元二二五六年之頃、品川〇武藏國に小庵を結び、門柳庵と號罷在、同〇慶八卯年二〇紀元二六三年。瀬戸物町〇市本橋區。邊へ一字建立、同〇慶九辰年元〇紀

東江寺

二六四年。八丁堀〇市京橋區。に小庵を結び、同八未年同所にて移住仕、其頃迄眞言宗に御座候。

東江寺〇市本所區。文政寺社書上ニ、

玉島山明星院東江寺

南本所番場町

起立之儀者、天徳二年〇紀元一八一年。村上天皇之御宇、攝津國多田之里に於て源朝臣滿仲公七堂伽藍御建立之草創也、沙羅蓮山石峯寺と號し、本尊藥師如來安置之靈場に御座候。

開山比丘聖珊、多田宗玄より藥師尊像を相傳、開山仕候由申傳候。聖珊卒年相知不申候。

武江年表ニハ、慶長元年二〇紀元二五六年。ノ條ニ、多田宗玄といふ人、靈告を蒙りて、京都東山の邊より藥師像を持下り、本社に安ず。今の多田の藥師なり。ト見エ、東京府誌ニハ、慶長八年癸卯二〇紀元二六三年。尼聖現開基。ト記ス。

里塚築造

九年甲辰二〇紀元二六四年。二月四日乙酉正〇乙酉。幕府命ジテ東海東山北陸諸道ヲ修シ、里塚ヲ築カシメ、日本橋〇市本橋區。ヲ以テ起點ト

ス。○當代記。慶長見聞集。聞見集。慶長年錄。家忠日記。追加。落穂集。永田幾三郎家傳。寛永系圖傳。寛政重修諸家譜。上杉年譜。相馬日記。東照宮御實記。中邑世紀秘說。津輕一統志。佐竹氏町人由緒。東京地理志料。

里塚築造

里塚築造

左ノ諸書ヲ參照シテ、其事實ヲ推知ス可シ。

當月 二〇慶長九年紀元 中、關東從右大將秀忠公、○德 諸國道路可作之由使相上、廣サ五間也。一里塚五間四方也。關東奥州迄、右之通ナリ。木曾路同如此。

——當代記○創業記同。

略。○上 當君の御時代に、一里塚をつくべきよし仰出されたり。されば日本橋市内日本橋區は、慶長八癸卯年二〇紀元二六三年。江戸町わりの時節、新敷出來たる橋なり。○略。然に武州は、凡日本橋東西の中國にあたりと御諛有て、江城日本橋を一里塚のもと、定め、三十六丁を道一里につもり、是より東のはて、西のはて、五畿七道残る所なく一里塚をつかせ給ふ。年久治ならず、諸國亂れ、邊土遠境の道せはくなる所に、曲たる處をば見はからひ直につけ、道をひろげ、牛馬のひつめの勞せざる様小石をのぞき、大道の兩邊に松杉を植、小河をば悉く橋をかけ、大河をば舟橋を渡し、日本國中民間往復のたよりにそなへ給ふ事、慶長九年也。萬人喜悅の思ひをふくみ、萬歳を願ひあえり。——慶長見聞集

一里塚

東京市附近ニ於テ一里塚ノ現存スル者、唯北豐島郡瀧野川町大字西ヶ原字上ノ臺ニ在リ。道ノ左右ニ小塚ヲ爲シ、塚上榎ノ老大樹ヲ存ス。本郷追分ノ一里塚ハ、明治四十三年(紀元二二七〇年)マデ東片町八番地内(市内本郷區)ニ遺蹟地ヲ存シ、明治六年(紀元二五三三年)重建ノ塞神碑在リシガ、今ハ之ヲ根津神社後苑ニ移シ、礎石ニ刻シテ下ノ如ク誌ス。其傍ノ庚申斷碑亦同所ノ土中ヨリ出ヅト云フ。


塞大神 奉納(奉納金壹拾五圓)

塞神碑、元在駒込追分。蓋一里塚之遺跡。此地距日本橋一里。岩槻・中山兩道之岐路、古來存庚申碑。明治(○紀元二五二八年——二五七二年)初年罹祝融之災。時人蒐殘石、修塞神碑。而今街衢之變改、建碑域。因之讓社司、移于根津神社後苑。刻其來由、以傳後昆焉。

明治庚戌歲(○四十三年紀元二五七〇年)七月

駒籠二世渡邊仲藏識





將軍家○德川家康被仰は、諸海道に一里塚つき可申由、右大將家○德川秀忠へ被仰越、則諸代官に被仰付、道中には是をつき、道の兩方に松を植可申由、自右大將家○德川秀忠本多佐太夫○光重、永井彌右衛門○白元奉行に被仰付、東海道中山道よりつき初る。

慶長年録

二月四日○慶長九年紀元二二六四年、台徳院殿○德川秀忠、鈞命ニ依テ、東海道及ビ越後海道奥州海道ニ、各一里塚ヲ築シメ給フ。御家人是ヲ監ス。同年○慶長九年紀元二二六四年、五月下旬ニ到テ成就ス。

家忠日記追加

昔より道中ななりくとさだまり有之候といへども、僞多く候つる。秀吉公○豊臣御代に繩を御はらせ、三拾六町を一里と御さだめ、塚を一里ごとに御つかせ候。其後家康様○德川御代に、江戸日本橋を道のはじめに被成、東西南北の國々へ繩をはり、これも三拾六町は一里にして、一里ごとに塚を御つかせ、塚ごとの上に榎をうへ申候。雖然だちん錢の定り是なく候ま、手間入てはか行兼申候つる。上方かうしやの大名衆、江戸にて皆々御相談之上、一里十六文づゝ、此外山川にはまし錢さしくは、り、駄賃定り申候つる。只今はだちんまし錢有之やうに承候。壹駄荷は四拾貫目、のりかけは兩荷貳拾貳貫目、乗主拾

八貫目、合して是も四拾貫目、米壹石も四拾貫目。

慶長九年二〇紀元二六四年二月四日、江戸より諸方への道中筋、一里塚を築しめらる。

大久保石見守安〇長是を奉行、同年元〇慶長九年(紀元二六四年)五月下旬、悉く出来、大久保石

見守安〇長一里塚の上に何にても木を植候ては如何と被相伺候へば、一段可

然との仰に付、何木を植させ可申と重て被相窺候處、よい木を植させ候様に

と仰に候を、石見守保長安〇大久は榎木をうへよとの仰と聞違精をして榎木を植

させ候となり〇朝野舊聞哀稿云フ此書大三川志とも、大久保長安のみ此職を奉

れば、恐らくは北陸道の〇大久保は佐渡銀山を奉行した

慶長九年二〇紀元二六四年東海道東山道北陸道一里塚奉行、永田勝左衛門重眞被仰

付〇寛政呈譜ニハ奥州壹里塚奉行被仰候、右御用ニ付御

就路一里塚申付、太田勝兵衛〇太田庄兵衛、永田庄左衛門〇重差遣候、何れ之

知行方之内たりと云共、彼奉行次第、人足可出之者也。

七月朔日〇慶長九年(紀元二六四年)

御朱印

永田幾三郎家傳〇朝野舊聞哀稿所收

重眞〇永田

呈譜、重勝。

慶長九年二〇紀元二六四年東海東山北陸の三道に一里塚を築かしめらるゝのとき

太田勝兵衛某とおなじく仰をうけたまはり、陸奥におもむきその事を奉行

す。

白元〇永井

慶長九年二〇紀元二六四年台徳院殿〇徳川秀忠海道之一里塚を築しむ、時に白元〇永本

多佐太夫〇光重と中仙道をつかしてかへる。又仰によりて諸道一里塚の成

否を改見て歸る。

光重〇本多

東海中山をよび陸奥越後等の海道に一里塚を築かしめたまふのとき、永井

監物白元とともに、この事をうけたまはりて、中山道におもむき、功成てかへ

るのとき、又鈞命をかうより、諸道の一里塚を巡檢す。

寛政重修諸家譜

一、慶長十七子年二〇紀元二七二年東海道中山道一里塚出来候御用、樽屋藤左衛門奈

良屋市右衛門兩人を被仰付候、先祖藤左衛門道中に罷越、差圖仕、築立させ、罷

歸候節、銀子拜領仕候。〇奈良屋市右衛門書上同。

御用達町人由緒○町年寄樽屋左衛門書上。

相馬大膳太夫利胤公

一、同長○慶長九年九甲辰年二〇紀元二六四年

一、二月元〇慶長九年紀元二六四年。秀忠公川〇德川東海道奥州街道九年紀元二六四年成
就三十六町一里塚築候様被仰出。

三郡行方郡。標葉郡。陸奥國宇多郡。處々築之。此時土井大炊頭勝〇利一り塚え松を植可

申哉と伺候所餘の木を植よと被申候を受違、榎木を植申候。説ハ、稍異リ。

中邑世紀秘説

○相馬舊記ニハ、一、同年〇慶長九年紀元二六四年東海道越後奥州共ニ一里塚築立候様被仰付宇多行方標葉三郡〇磐城國築之。ト有リ。

慶長九年二〇紀元二六四年。台命トシテ山本新五左衛門榎木云〇朝野舊聞哀稿下向、東

奥ノ驛路ニ一里塚ヲ築セラル。此年元〇慶長九年紀元二六四年。五畿七道モ、司職ノ者蒙台

命勤之。

津輕一統志

同年元〇慶長九年紀元二六四年。春二月四日、秀忠川〇德川諸將ニ命ジ、東海道及越後奥州海道

ニ里塚ヲ築カシム。五月下旬元〇慶長九年紀元二六四年。ニ漸ク落成ス。此ニヨリ米澤〇羽前國

福島〇岩代國ニ於テモ、里塚ヲ立ベキ旨公命アリ。
上杉年譜勝〇景勝

慶長九甲辰二〇紀元二六四年。二月、神君家康命ジテ東海道、越後、奥州ニ一里塚ヲ築

カシム。五月元〇慶長九年紀元二六四年。其功成。
佐野氏記録史〇大日本史料所收。

今年元〇慶長九年紀元二六四年。家康公川〇德川東海道を始め、諸道に一里塚を築き、里敷を定

め、木を植、驛路人馬の賃錢等を御定被成候。
細川家記

慶長九年甲辰二〇紀元二六四年。春二月、幕府下令東北三道、每里置塚、用織田氏故法、以

三十六町爲一里、樹以松及榎。既而西南四道、亦皆倣之。

求麻外史史〇大日本史料所收。

右大將殿秀忠〇德川の命として、諸國街道一里毎に塚塚世といふ。を築かしめら

れ、街道の左右に松を植しめらる。東海、中山兩道は、永井彌右衛門白元、本多左

太夫光重、東山道は山本新五左衛門重成、米津清右衛門正勝奉行し、町年寄樽

屋藤左衛門奈良屋市右衛門もこれに屬してその事をつとめ、大久保石見守

長安これを監督し、其外公料は代官、私領は領主沙汰し、五月に至て成功す。家忠

日記。當代。年。錄。寛永系圖。津輕志。町年寄書上。大三河志。落穂集。世に傳ふる所は、昔より諸國の里敷定制ありと

いへども、國々に異同多かりしが、織田右府長〇信領國の内に塚を築き、三十

六町を以て一里とさだむ。豊臣太閤吉〇秀諸國を檢地せしめ、三十六町にさだ

將軍家康時代

後の説に、六々の數をとれりとあるかた、本説とおぼしきなり。日本國風卷、四六町を以て路程の一里とする也、天正年中、〇紀元二二三三年、二十六町なるが故に、此町程を一里とすと云は非也、已上といへり。又或書に、慶長九年、〇紀元二二六四年、二月四日、秀忠公〇徳川諸士ニ命ジテ、東海道東山道〇奥州ニ一里塚ヲ築シメ、五月下旬、長九年〇紀元二二六四年ニ成ル、公〇徳川秀忠〇徳川ヘ松ヲ植可申歟ト令問給フ處、ヨノ木ヲ植サセヨト有シヲ聞違ヘ、榎木ヲ植シト云ヘリ、松ハ御稱號ヲ賢慮有之ニ付テ也、世談は、是を信長公〇織田の事に、と見えたるはいかゞあらむ、虚實おぼつかなし。さて此一里塚は、織田家御當家等の新儀にはあらず、漢土の古事に據られしなり。ざるは北史卷六十四〇列傳五十二に、廢帝二年爲雍州刺史、先是路側一里置一土塚、經雨頽毀、每須修之、自孝寬臨州、仍勸部内當塚處、植槐樹代之、既免修復、行旅又得庇蔭、周文後見怪問知之、曰、豈得一州獨爾、天下同之、於是令諸州夾道一里種一樹、十里種三樹、百里種五樹焉とあるをみるべし。土塚は則一里塚にて、こは慶長九年〇紀元二二六四年より千百餘年の古へに係れり、但先是とあれば、猶上古より有けるなるべし。事物紀原卷七に、山海經曰、帝令賢玄歩天地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、淮南子曰、禹使大章歩自東極至西極二億三千

五百里七十五步又里、而黃帝有記里之車、按黃帝遊幸天下、而車以記里、疑道路之紀以里、〇起軒轅時也と見えたるも、よしありげに聞えたりかし。

東京地理志料

内下命ヲ慶長九年〇紀元二二六四年二月四日ト爲スハ、家忠日記追加以下ノ説ニシテ、當代記ハ八月〇慶長二年紀元二二六四年トシ、永田幾三郎家傳ハ七月朔日〇慶長九年紀元二二六四年トス。然レドモ各道同時ニ下命シタルヤ否ヤ、疑ナキコト非ザルノミナラズ、當代記以下必ズシモ下命ノ日ヲ記シタルトモ思ハレズ、家忠日記追加ノ明ニ二月四日〇慶長九年紀元二二六四年トスル、必ズ何等カノ據ル所有リタル者ナル可シ。故ニ姑ク之ニ從フ。若夫謂フ所ノ五月〇慶長九年紀元二二六四年成功ハ、或ハ其中ニ於ケル某路線ノ竣成ヲ指シタルニ非ザル歟。御用達町人由緒慶長十七年〇紀元二二七二年ト有ルハ頗ル異聞ニ屬ス。朝野舊聞哀稿ノ如キモ、之ヲ不審ナリト爲シ、云フ、恐クは今年〇慶長九年紀元二二六四年大久保長安、永井白元等が下に屬して此事〇一里塚築造を奉せしを、後に年代を誤しなるべしト。或ハ然ラム。

而シテ所謂一里塚ノ市内及近郊ニ在ル者ハ、東海道ニ二本榎〇市内芝區、其一ナル可シトノ説有リ。

二本榎 上行寺芝市区内の呼名なるべけれど、今は此邊廣き地名となれり。江戸志云、むかし上行寺芝市内の門前の左右に、小山のごとくなる塚二つあり。上に十尋にあまる大木の榎二株あり。是往古の一里塚なるよし言傳ふ。此榎は三十とせあまりむかしの回祿にうせけり。やがてその塚も切ひらき、今は上行寺芝市内の門前の町屋となり、かた計ものこらず。此二本の榎有しゆへに所の名とせりと。

榎二株

御府内備考

右者、往古々度々植繼候得共、當時上行寺芝市内表門を午未之方、大サ三尺七寸廻り、高サ凡三丈程之木一本、同門を丑寅之方ニ、大サ四尺餘廻り、高凡三丈餘之木一本有之候。尤古來之一里塚ニ而茂可有之哉ニ茂候得共、由來ハ相知不申候。

文政町方書上

一里塚ヲ俗ニ二本榎ト稱スルコト、今モ北豊島郡瀧野川町大字西ヶ原ノ里塚ニ於テ之ガ實例ヲ見ル。或ハ當初ノ一里塚ナルヤモ知ル可カラズ。唯正保元二紀三〇四年ノ武藏之國大繪圖之ヲ載セズ。蓋海道海岸ニ移ルト共ニ之ヲ廢セシ乎。否乎。若夫上行寺門前芝市内ノ二本榎ヲ一里塚トセバ、恐ラクハ日本橋市

内日本橋區。ヲ距ル第二里塚ナル可ク、第一里塚ハ其間ニ在ラム歟。一説ニ貝塚内麴

町ヲ以テ里塚トシ、或ハ青山離宮赤坂市内ニ里塚在リトモ傳フ。正保國圖ニハ、芝通ノ路線、櫻川芝市内ト思ハル川二條ヲ渡リ、愛宕芝市内増上寺芝市内ノ東ヲ過ギ、柴町芝市内川根赤羽金杉町芝市内及郡境豊多摩ノ川赤羽一流等ヲ經テ札ノ辻芝市内ニ至リ、西久保通路線ノ増上寺芝市内北ヨリ去リテ、川二條ヲ渡リ、更ニ三田村芝市内ヲ經來ル者ニ合シ、上下高輪村芝市内ノ境ニ於テ里塚ヲ見ル。其ヨリ大佛ヲ過ギ、品川町武藏國ニ入り、妙國寺ノ塔傍ニ又里塚有リ。江戸見坂赤坂市内通トモ思ハル、路線、即チ八幡西久保ノ西ヨリ、飯倉村市内芝麻布村市内藥園布麻古川、白金村芝市内大崎村武藏國茶屋ヲ經テ、不動黒目ニ向フ者ニハ、里塚ヲ見ズ。青山通、即チ一木村赤坂市内今井村市内原宿村武藏國龍土村市内隱田村市内澁谷村武藏國等ノ間ヲ西スル路線ニハ、澁谷川ノ橋東ニ里塚有リ。四谷通、甲州街道ニハ、追分武藏國ニ里塚有リ。御府内備考文政寺社書上等ニ左ノ如ク見ユル者は是ナル可シ。

一里塚

追分市内。の先、天龍寺境内に大なる榎あるもの、昔の一里塚なりと云。

一里塚

右者表門龍寺之外東之方隅、玉川上水之側ニ有之、塚之高サ九尺程、大サ二間半四方程、塚上ニ榎木有之、高サ拾壹間程、太サ根ニ而壹丈程有之候處、先年大風之節吹折候故、當時同木高サ壹丈程之木植付有之。

——文政寺社書上

正保年〇紀元二三〇七年ノ武藏之國大繪圖、青梅街道ノ路線、八幡谷〇市ノ北ヲ西スル者ニ、市谷村牛込區、右衛門櫻豊〇武藏國ヲ過ギテ里塚有リ、其ヨリ柏木村藏國、摩多豊多、橋中野村豊多、又里塚有リ、同圖又牛込村内〇市ヨリ穴八幡ノ北ヲ過グル路線ヲ圖ス、高田ノ馬場ヲ過ギ、兩岐シテ一ハ下落合村葛谷村、北武藏國ニ去リ、一ハ馬場ノ先、橋ノ前ニ於テ里塚有シ、更ニ上落合村北〇武藏國ニ去ル。其北ニ並ブ路線、即チ小日向村石川區、金杉村石川區、關口村石川區、下高田村北〇武藏國、雜司谷村北〇武藏國、池袋村北〇武藏國ニ向フ者ニハ、里塚ヲ見ズ、中山道ハ追分本郷區ニ里塚有リ、江戸安見圖以下、享保年〇紀元二二九五年頃マデノ江戸圖亦皆之ヲ圖ス、相傳ヘテ

追分本郷區、本郷内〇市と駒込内〇市との境なり、中山道の往來にて、昔はこゝに日本橋本郷區よりの一里塚ありしなり。延寶八年〇紀元二三四〇年江戸より追分と稱す。安見圖等正しく一里塚を出す。

——御府内備考

一、一里塚町内〇駒込片町南之方ニ而、追分町内〇本郷區續飛地ニ有之。
右は日本橋本郷區ノ一里塚に而、町内家持治兵衛地面内え挾り、貳間四方除地に而往古奥州海道中仙道通り追分角に而、一里塚の印に榎植有之、向側森川美濃守様御下屋敷内に茂榎有之、兩側に並び有之候由申傳候。然ル處右榎之儀、明和三戌年四〇紀元二二六〇年十一月中出火之節、燒失仕候。右一里塚の内に庚申塔石に而刻、文化五辰年四〇紀元二二六八年六月再び建と彫付有之候所、去申年文〇紀元二四八四年中出火之砌類、燒致し、石缺損し、文字相分り不申候。右一里塚の起立年曆、古來の書留等度々の類、燒に燒失仕、相分不申候。

——文政町方書上

ト爲ス。塚畔ノ庚申塔斷碑、塞神碑存シテ本郷區東片町十二番地内〇今三等郵便局所在地ニ在リ、明治四十三年五〇紀元二二七〇年東片町通本郷區道路擴張ノ日、移シテ之ヲ根津神社本郷區境内ニ保存ス。武藏之國大繪圖、更ニ駒込村本郷區、巢鴨村市〇一部ヲ將軍家康時代

經テ、下板橋北武藏國北豐島郡ニ至ル處ニ、里塚ヲ圖ス。即チ第二ノ里塚也。巢鴨庚申塚武藏國北豐島郡。是歟。岩槻街道ヨリ北岐スル者。第二ノ里塚ハ、現ニ北豐島郡瀧野川町大字西原字上ノ臺千八十三番地先藏國ニ現存ス。里俗呼デ二本榎ト云フ。武藏之國大繪圖亦之ヲ載ス。同圖更ニ明神田。下ヨリ、上野町下谷區。下谷町下谷區。坂本村下谷區。金杉村下谷區。三輪原宿村下谷區。小塚原北武藏國北豐島郡。ニ通ズル路線ヲ畫ク。里塚無シ。奥州街道ハ、淺草山ノ宿内。市ノ北ニ里塚有リ。其ヨリ新鳥越町内。淺草區。今戶村淺草區。橋場村市。一部ヲ經テ北ス。

一里塚蹟 山之宿町北側小出信濃守の下屋敷淺草區の内にありと云。是何れよりの一里に當れるや詳にせず。加々美遠清曰聖天町淺草區。小出伊勢守下屋敷内ニ一里塚あり、その上ニ法然上人の書し古碑を建、上ニ梵字を書し、下に阿彌陀の六字名號、裏面に嘉曆二年元徳元年(紀元一九八九年)三月二十とありしと、按ニ法然ハ建曆二年紀元一八七二年の遷化なり、嘉曆紀元一九八八年より古き事百年に餘れり、法然の書といへるは謬ならん。又一里塚にかくの如き碑を建しを未ださかず、恐らくは皆後人の妄説なるべし。

— 御府内備考

里塚址舊ト小出吉親ノ邸内。市内淺草區猿若町一丁目ニ在リ。東ハ淺草聖天町紀元二〇

五〇二年、劇場ヲ移スノ日、之レヲ夷ス。

此外同圖小名木川通深川區ノ路線ヲ載スレドモ、里塚ヲ見ズ。

〔參考〕

東京地理志料云フ、

諸道の里程ハ、慶長九年紀元一六二四年に日本橋市を元標と定めて正されたるものなり。其線路は、舊時東海東山申州奥州の四道に日光道併せて之を五街道と稱す。其他猶數條の道路あり。今其顯はれたるを左に擧ぐ。

東海道ハ、日本橋市に起り、京橋新橋以上を過ぎ、芝口市より本芝通り市。高輪南町市より品川宿武藏國を経て、循道南行す。相州往還なり。

甲州街道ハ、日本橋市に起り、吳服町市より内曲輪市へ入り、八重洲河岸通り市。外櫻田市を經、麴町通り市。四谷門市を出て、四谷傳馬町通り市。内藤新宿武藏國より循路西行す。青梅街道も之に同じ。但、追分武藏國より右へ分る。

陸羽街道は、日本橋市に起り、室町市より本町通り市。淺草橋市を過、藏前通り市。淺草寺前市より花川戸通

り浅草區。山谷淺草區を経て、千住北武藏國より北行す。陸前濱街道明治五年（○紀元二五三二年）に定めらる。も之に同じ。但千住北組南武藏國より東に分る。花川、今

は馬道通。千葉街道は、日本橋本橋區。日より、本町通り本橋區。浅草淺草區。千住一
部武藏國を経て、市川總國より東行す。然るに明治九年五三〇紀元二五三六年に之を
改め、本町本橋區。日より兩國橋本橋區。日を過て、本所相生町通り、本所區。
五ノ橋町南武藏國より逆井南武藏國を経て、東行す。行徳街道と云も之
に同じ。

東山道中仙道と云は、東山道の中道は、日本橋本橋區。に起り、通町通り市
内日本橋區。萬世橋神田區。を渡り、本郷通り本郷區。追分本郷區。より巢鴨を經、
下板橋北武藏國に至て北行す。浦和道、川越街道も之に同じ。但、川越街道
は、上板橋北武藏國より左に分る。

日光街道は、本郷追分市より駒込富士前通り本郷區。西ヶ原王子岩淵
○以上武藏國北武藏國を経て、北行す。岩槻街道も之に同じ。
四ッ木街道は、本所中の郷市より、小梅押上本所區。を経て、龜有村藏國

南葛飾郡。に至る。

相州中原住還は、白金猿町芝區。市内より品川臺町通り、武藏國大碓、桐谷、
戸越武藏國等を経て南行す。

相州厚木道は、赤坂門市内。より、赤坂表町通り赤坂區。青山市内。澁谷
より、世田谷武藏國を経て南行す。○南向茶話云、青山百人町より、小田原
大倉街道、大田道と云ふも之に同じ。昔の奥州道といふは、大抵北道筋なる
南行するもあり。

町奉行任命

三月六日丁巳

○慶長九年（紀元二六〇四年）丁巳、三正綜覽。

使番米津田政

兵衛

ヲ江戸町奉行ト爲ル

行ト爲ス。

○寛永諸家系圖傳。武家職役傳。東武實錄。米津系譜。武德編年集成。米津家譜。

町奉行任命

町奉行任命

米津勘兵衛

政

○田

慶長九年

二〇紀元二六〇四年

ヨリ

江戸町奉行ヲ勤ム

是ヨリ

先キ

大御

番組頭ヲ勤メ、其後御使番ヲ役ス。

番組頭ヲ勤メ、其後御使番ヲ役ス。

東武實錄

寛永元年十一月二十六日條。

慶長九年二〇紀元二六〇四年

米津勘兵衛田政

江府ノ町司ト成ナリ

是ハ味方原軍ノ時

御旗奉行ニテ忠死ヲ遂シ小大夫政信子ナリ。

武德編年集成

將軍家康時代

町奉行。慶長九年二〇紀元二六四年。米津勤兵衛田正。元御使番。

——武家職役傳

田政津〇米

同長。慶九年二〇紀元二六四年。江戸町奉行となる。

——寛永諸家系圖傳

忠盛津〇米

同長。慶九年甲辰二〇紀元二六四年。三月六日爲江戸町奉行。

——米津系譜

田政津〇米

慶長九年甲辰不詳。町奉行トナル。

——米津家譜

任命ノ日ヲ慶長九年二〇紀元二六四年。三月六日トスル。米津系譜ノ外見ル所ナシト雖、

其明ニ月日ヲ記スヲ觀レバ、何等カノ據ル所有ルヤ知ル可シ。今姑ク之ニ從フ。

若夫市尹雜載之ヲ慶長十一丙午二〇紀元二六六年。二月トスルハ、今取ラズ。

相良氏賜邸

六月廿日己亥〇慶長九年紀元二六四年。己亥三正綜覽。人吉〇肥後國。城主相良長每母了玄院ヲ證人トシテ江戸ニ送

院ヲ證人トシテ江戸ニ送ル。

其邸宅ヲ置ク、亦此頃

相良氏賜邸

ニ在ラム歟。相良氏江戸賜邸 肥後國人吉城主相良長每母了玄院ヲ證人トシテ江戸ニ送

ルコト、譜牒餘錄ニ見ユ。

關ヶ原御一戰之後、左兵衛佐〇相良長每。老母了玄院、從伏見〇山城國。江戸ニ可罷下旨

申上候付、御一統之節、最初之人質、依御感道中人馬被下候、御朱印兩通。〇中

了玄院江府參著仕候付、存命之内五人扶持致拜領、左兵衛佐〇相良長每。ニハ備前

實長之御腰物頂戴仕候。

而シテ其時日ハ、歴代參考〇大日本史料所收。賴房公〇相良長每初名。御母公了心禪尼爲證人、慶

長七年壬寅〇紀元二六二年。御上洛、御年五十三、御供ニ者御舍弟豐永彦右衛門、今村宗

槃ガ夫婦、東喜雲、犬童覺兵衛、其外男女三十餘人、翌八年癸卯〇慶長〇紀元二六三年。御下

向。此時御朱印傳馬二十疋、人夫三十人、被下之、於江戸五十人扶持御拜領、西國カ

證人之最初と在之、家康公〇徳川。御感に而、右之通ト有リ。慶長八年二〇紀元二六三年。ニ在

ルガ如キモ、相良文書左ノ如ク見ユレバ、九年二〇紀元二六四年。ノ誤ナル可シ。

人足三十人、ふしみ城〇山城國。より江戸まで、可出之者也。

慶長九年二〇紀元二六四年。六月二十日

右宿中

傳馬二十疋、ふしみ城〇山城國。より江戸まで、可出之者也。

將軍家康時代

慶長九年○紀元二六四年六月二十日

右宿中

相良文書○譜牒餘錄同

其居邸ハ、往古江戸繪圖今ノ内幸町一丁目五番地ト思ハル、處ニ、さから右兵ト有リ。或ハ是ナル可シ。西ハ龜井氏賜邸ニ隣ル。

九月廿六日癸卯

○慶長九年(紀元二二六四年)○癸卯(三正綜覽)

久保田

○羽後國

城主佐竹義宣書

ヲ其臣澁江内膳ニ與ヘテ、工人ヲ領國ニ徵ス。蓋嚮ニ賜フ所ノ

江戸邸ヲ營作セムカ爲メ也。

○澁江文書。秋藩紀事。大山不尤覺書。佐藤無及覺書。黑澤浮木覺書。吉成光邦見聞記。田崎季叙記錄。

國典類抄。東京府誌。

佐竹氏賜邸

佐竹氏賜邸事蹟

佐竹氏賜邸

澁江文書

○大日本史料所收ニ

去二十二日

○慶長九年(紀元二二六四年)九月

に江戸參著候。翌日○慶長九年(紀元二二六四年)九月廿三日。右大將樣

○德川秀忠

ハ御目見仕候處に、仕合無殘所候。○中此方屋敷作事申付に、大工一圓

に無之候間、其元の者よく候を十人、急度可差上候。頭領に五郎左衛門おや子の内を壹人、又作事奉行つかまつりさうなるものを壹人差添て、急度差上可申候。路錢以下可申付候。右之作事に付、此方失墜入儀候間、右申付候。取越之儀

調候は、急度可相越候。恐々謹言。

九月二十六日

○慶長九年(紀元二二六四年)

○佐竹義

宣(花押)

澁江内膳殿

佐竹義宣ノ是ヨリ先邸地ヲ江戸ニ賜ヒタルコト、以テ推ス可キ也。而シテ其地ハ謂フ所ノ神田屋敷ニ非ザル歟。神田屋敷ハ、相傳ヘテ

一、慶長十三戊申○紀元二二六八年十月廿二日將軍家江戸神田御屋敷に御成。○秋藩紀事。
一、慶長十五年○紀元二二七〇年

此年○慶長十五年(紀元二二七〇年)江戸神田御屋敷御門、御長屋立。○秋藩紀事。大山不尤覺書。

信太伊豆勝正、小野崎淡路通堅山方藤右衛門某をして監せしむ。○大山不尤覺書。

一、江戸上御屋鋪御拜領之時分、太田丹波川井備前罷出請取申候由、御作事奉行に備前○川被仰付罷在候内、從台德院樣。○德川秀忠御茶壺御時服被下置候由、

東御長屋材木、常陸行方より出申候由、伯耆咄申候。○佐藤無及覺書。

一、元和六年○紀元二二八〇年一月廿七日、將軍秀忠公○德川神田御屋敷に御成時服五

十馬代銀千枚を賜ふ。義宣公○佐竹より御よるの物二十御馬代判金五十枚進

上なり。御臺所の算用は、根田四郎左衛門、瀬谷彦右衛門の二人にて、御肴小判

將軍家康時代

にて三百四十八兩貳歩、銀に換算して二十一貫九百五十五匁五歩、壹兩に付六十三匁替なり。

元和八年○紀元二八二二年。六月より御殿御繕ひ御普請、又表御門長十三間、横五間、二階御門、御材木槻木、□□より御請合八百三十兩、右御普請方信太兵部少輔久

賀谷五郎兵衛田崎善助、十二月○元和八年（紀元二八二二年）成就。大山不

一、淨光院様○佐竹宣には、寛永十年○紀元二九三年正月七日夜、大名小路○市内之、火

事を、神田御屋敷裏御門二階より終夜御覽被成候に付、寒氣に御當り、御持病

御疝氣被爲發、御取直不被遊となり。黒澤浮木覺書

一、明曆三丁酉○紀元二一七一年正月、江戸本郷より出火、十八日○明曆三年（紀元二一七一年）正月より

廿日○明曆三年（紀元二一七一年）正月迄三日間焼、江戸初り無之、諸大名御殿御長屋御門等、花

美之處、此時焼亡す、十八日○明曆三年（紀元二一七一年）正月神田上御屋敷御類焼、○表御門（紀元

元二二八二年御普請、二階御門、五間、大山不尤覺書。

萬治元年○紀元二一八年正月十日、江戸大風大火、神田御屋敷假御殿類焼、○秋藩同萬

治元年（紀元二一八年）八月御作事被成置候。

寛文八年○紀元二二八年二月朔日、半込○市より出火、神田御屋敷類焼、同○寛文八

三二八年二月。四日、淺草御屋敷類焼、同○寛文八年（紀元二二八年）。二月、兩御屋敷作事御用として、

梅津半右衛門、大工頭吉原五右衛門、江戸へ上る。六月○寛文八年（紀元二二八年）。上屋敷作

事奉行小川九右衛門等四人、江戸へ上る。大山不尤覺書。秋藩紀事。

延寶八年○紀元二四〇年十月廿日、神田新小田原町三丁目裏町○市より出火、かし

通鎌倉町、白銀町二丁目、ろくそく町○市内迄焼失、上御屋敷并に光聚院様御

亭共類焼、お長屋少し残る。風強くして、諸道具等皆焼失。

天和二年○紀元二四二年十二月廿八日、巳刻、本郷追分大圓寺○市より出火、大火と

なり、東は本所三ツ目、深川海邊○市迄、南は日本橋、靈岸島海邊○市まで焼失、

兩御屋敷類焼、上御屋敷御長屋、残るなく焼失、其後御屋作無之、被指置に因て、

上地を命ぜらる。吉成光邦見聞記。田崎季叙録。

（右ハ舊秋田藩人樋口氏ノ調査ニ據ル）

ト爲ス者、佐竹氏賜邸中最モ古キ邸地ナリト云フ。其地ハ往古江戸繪圖新石町、
○市内大工町○市内ノ西ニ、佐竹右京太夫ト記ス。東京府誌ニハ、左ノ如ク見ユ。

旭町○市内此地舊時佐竹氏舊久保田藩邸アリ。天和○紀元二三三四年ノ頃、外ニ移リ、其蹟ヲ

拓テ市街ト爲シ、永富町四町○市内ヲ立ツ。明治二年○紀元二五〇九年。其二町目ヨリ四丁目是ヨリ先キ三町目ノ内ニマデヲ合併シ、佐竹氏ノ家紋ニ取テ此稱ヲ加フ。江戸町鑑。東京府志。

永富町○市内

昔時佐竹氏舊久保田藩邸ノ内ナリ。天和○紀元二三四一年ノ災後、外ニ移リ、其蹟ニ市街ヲ開ク。元來本町ハ永富町一丁目ト稱セリ。明治五年○紀元二五〇三年一町目ノ稱ヲ省テ單稱ス。舊時本町ヨリ四丁目マデ、里俗土物店ノ稱アリ。江戸本町書上。

是年○慶長九年(紀元二六四年)岡後國城主中川秀成邸地ヲ江戸ニ賜フ。○中川家譜此

前後諸大名ノ江戸邸ヲ賜フ者多シ。○落穂集追加。參考落穂集。見聞書。備藩邸考。創垂可繼。慶長江戸圖。尼崎又右衛門

緒由

中川氏賜邸 中川家譜ニ、

秀成○中川

慶長九甲辰年○紀元二六四年。月日詳ナラズ、江戸ニ於テ屋敷ヲ拜領ス。

諸大名賜邸

慶長九年○紀元二六四年岡後國城主中川秀成ノ江戸邸ヲ賜ヒタルコト知ル可シ。其位置明カナラザレドモ、往古江戸繪圖新橋○市内外日比谷町二丁目芝區内ノ西裏ニ中川内膳ト有リ。或ハ此地歟。

諸大名賜邸 關原役後、慶長六七年○紀元二二六一年頃ヨリ八九年○慶長〇紀元二二六三年頃

乃至十年○慶長〇紀元二二六五年頃ニ亘リ、全國ノ大小名悉ク邸宅ヲ江戸ニ開ク。之ガ爲メ城下ハ俄ニ弘擴セラレ、之ニ供給ス可キ百貨輻湊シ、四民麇集シテ、江戸ハ忽チ天下ノ大都會ト爲レリ。

大小名開邸ノ時日ハ、別項所載ノ外明カナラザル者多シ。慶長九年○紀元二六四年頃ノ者ナル可シト思ハル、慶長江戸圖中、大手内○城内ニ阿部備中○正青山大藏○幸青山播磨守○忠酒井雅樂助○忠岡田太郎左衛門伊奈熊藏○本多上野純正

青山圖書青山權之助ノ邸宅有リ、和田倉門○市内内ニ和田藏及榊原遠江守○康勝・井伊右近大夫○直鳥居左京○忠酒井左衛門○家石川長門○康ノ邸宅有リ、道三堀○市内南ニ羽柴飛驒守○秀行羽柴三左衛門○池田黒田筑前守○長蜂須賀阿波守○家羽柴右近○池田近藤石見井伊掃部○直松平丹波守○康村上源助・小笠原左衛門佐○信戸田備後村上周防守○義中根七藏・井出志摩守○細

將軍家康時代

川内記利○忠堀伊賀守柳生又左衛門元隱堀淡路守○直有馬玄蕃頭脇坂淡路守
 ノ邸宅有リ、大手町○市內ニ木原七郎兵衛河中島少將○忠松平青山伯耆守○忠
 山形出羽守○義最上酒井河内守○利鳥居士佐守土井大炊頭○利板倉周防守○重
 宗安栖ノ邸宅有リ、神田橋内○市內ニ藤堂和泉守○高二邸水野隼人正清○忠堀
 尾帶刀晴○吉松平筑前守○利前田ノ邸宅有リ、淺草口橋○常橋内ニ牧野豊前守○成康
 松平甲斐守○忠久松大須賀出羽守○忠伊奈備前守○政忠生駒讚岐守○政後青山滿
 千世中川八兵衛ノ邸宅有リ、一橋内○市內ニ小吏屋敷及藏有リ、竹橋内○市內
 ニ安藤對馬○重内藤若狹守○清ノ邸宅有リ、此等ハ何レモ慶長九年○紀元二
 頃マデニ賜ヒタル邸宅ナル可シ、慶長十一年○紀元二頃ノ者ト思シキ、慶長江
 戸之圖載スル所亦殆ド同ケレバ、前者ノ圖外ニ屬スル部分、亦後者ヲ以テ畧之
 ヲ推スルヲ得ムトス、即慶長江戸之圖ハ、上記ノ外、馬場先門内○市內ニ皆川志
 摩守○廣小笠原兵部大夫○秀大久保相模守○忠本多出雲守○朝大久保加賀
 守○忠本多中書○勝平岩主計頭○吉ノ邸宅ヲ載セ、西丸下○市內ニ里見安房
 守○忠五島主膳井上右近○利正牧野駿河守○成忠谷六左衛門加々爪勘五郎阿部
 左馬助松平和泉守○家松平周防守○康重井北條左衛門大夫○勝西尾因幡守○氏

殿兵庫三浦監物○成重高木左近○次其他ノ邸宅ヲ載セ、日比谷門内○市內ニ水
 野市正松平伊豆守○信九鬼長門守○隆九鬼長兵衛羽柴美作守○忠堀田因幡
 守桑山伊賀奥平飛驒守○忠奥平大膳大夫○政家羽柴侍從○秀宗ノ邸宅ヲ載セ、
 大名小路ニ、羽柴左衛門大夫○正福島淺野紀伊守○長幸牧野伊豫竹中伊豆森伊豫
 守山内對馬守○豐一青山五郎八福島掃部彦坂小刑部○正元土屋權右衛門吉田左
 近京極若狹○高新庄越前○直德永法印新庄法印溝口伯耆守○勝松平左馬允
 頼○忠丹羽修理松平越後守○長光寺澤志摩守○高廣保科肥後守○光正吉良左平治小
 出信濃守○政秀日根織部○明吉秋本越中朝○富其他ノ邸宅ヲ載セ、代官町○市內ニ、
 本多佐渡守○信正本多大隅○純忠大久保藤十郎石川日向守○家本多縫殿助○康
 内藤修理○成清其他ノ邸宅ヲ載ス。

一、問て云、唯今西の御丸外の御堀を辨慶堀と申候には、何とぞ仔細なども在
 之事に候哉、答て云、我等若年の頃、去老人の物語仕候は、慶長五年○紀元二關
 ケ原○美國御一戰御勝利以後、上方衆の中にて藤堂高虎、關東衆にては伊達政
 宗、兩人頭取にて、江戸御城下に何れも屋敷を拜領被致度との趣に在之候處
 に、權現様○德川被仰候は、何れも大坂○津國表に居屋敷在之義なれば、江戸表

の新屋敷の義は、無用に被致可然旨被仰出候へ共、兎角被申請度との願ひに付、外櫻田○市内 麴町區邊と、唯今の大名小路○市内 麴町區と申邊に於て、東西の外様大名衆へ、望次第屋敷を被遣候と也。但加州中納言利長○前には、先達て母義芳春院江戸下向の節、秀忠様○徳御城大手先に於て、大屋敷の内に結構成家を被仰付、被差置候に付、直に是を居屋敷に致候由、次には淺野左京大夫幸長の義、親父彈正長政○淺野外櫻田霞ヶ關○市内 麴町區と申名所の地を先達て居屋敷に申請おかれ候に付、直に夫を上屋敷に用ひ、老父驛正○淺野隱居所に仕度と有之外に、添屋敷を被申請候となり、其節大名小路○市内 麴町區邊は、茨はらにて候へ共、御堀よりの揚ヶ土を引取候に付、地形も早速出來候由、外櫻田○市内 麴町區邊の義は、殊外地形に高下是あり、各土取場に難義被仕、夫迄の義は、御新城の外がまへの御堀、幅漸くと十間餘も有之候を、屋敷拜領の諸大名方々の願ひを以、唯今の通りに堀幅も廣がり、底も深く罷成候付、其揚ヶ土を方々へ引取、地形に用られ候と也、其節外櫻田○市内 麴町區にて屋敷拜領の衆と申は、加藤清正を初め、黒田鍋島毛利島津伊達上杉淺野南部伊東龜井金森仙石相馬水谷秋田土方其外の衆中共に、御當家○徳川御代交り御奉公初め、東西の諸大名打込の

普請たるに依て、西とうの武藏坊と申心にて、辨慶堀と申儀は、下々雜人共の申ならはしたる義にて、證立たる事にては無之候と也、右に申淺野左京殿幸長、願ひにて、拜領被致候添屋敷には、淺野因幡守殿被居候が、或時屋敷内に井戸普請の在之刻、地形下二間許底より、茨の根の多く出候を、人々不審を立候處に、徳永金兵衛と申家老承り、左京大夫殿○淺野此屋敷拜領の節、此邊餘程の谷あひにて候を、掃部殿屋敷前の御堀ヶ土を取築たて候、此物語仕候を、我等若年の節直に承候なり。

落穂集追加

關ヶ原合戦之後、日本之諸大名衆攝津國大坂に而秀頼公○豊え御目見被成、其次武藏之國江戸へ御下候而、御禮被仰上、於江戸に御逗留、頓而國本へ御歸城被成、次第に何れも江戸へ御詰候而、大坂○攝津國へは御詰不被成候。諸大名衆手寄く、御内證に而、江戸へ御女中方そろく、御引越被成候、其後御普代衆之御女中方、日本之内不殘江戸へ御引越被成候、日本六拾六ヶ國御大名衆於江戸御屋敷御請取被成、御普請候而、何れも結構に御普請被成御詰候。

見聞書

藤堂氏賜

藤堂氏賜邸 其時日ヲ詳ニセズ。參考落穂集ニハ、左ノ如ク見ユ。

將軍家康時代

九七七

御入國以來先江戸四方のはづれに於ては、或は大身として尤大屋敷
 または小身にして不相應の大屋形を拜領せし義凡大猷公○徳川家光の御代
 に至るまでかくのごとし。藤堂佐渡守高虎天正年中○紀元二二五一年已來
 不思議の御宿縁にて、神君○徳川家康にひしと思ひつき奉り、太閤○豊臣秀吉一代
 心を寄せ奉り、關ヶ原難波兩度の大役に、諸大將を神君○徳川家康に靡き寄せ
 しめしも、畢竟高虎○藤堂の馳走莫大也。殊に台徳公○徳川秀忠の御心に叶ひ申、
 萬事合躰いたしたるゆへ、江城の繩張りなども、台徳公○徳川秀忠と一同に、彼
 是自身の曲尺を以てする様の事、悉く皆無二の御家臣となりての趣也。依
 て江戸へ人質御取堅めなされ候も、眞最初に自分の妻子を不殘引移して、
 諸家へ見せるによりて、天下大小の諸武家中、各江戸に引移りたり。尤此事
 關が原後兩君○徳川家康にひそかに御耳打し候事、舊記に所見也。されば
 御入國後、高虎○藤堂忍岡○市内を一圓に開き、自ら本館として居住する事
 其嫡子大學頭高次○藤堂迄二代に及ぶ、其外柳原本郷○以上、染井○武藏國
 本庄○市内等勝れて手廣き大屋敷なども、凡拾六所計り拜領して圍をした
 り。是皆江戸しまりの爲也。

加藤氏賜邸 時日ヲ明ニセズ。其上屋敷ハ、往古江戸繪圖今ノ市内麴町區永
 田町參謀本部所在地ニ、加藤肥後ト記ス者是也。

外櫻田辨慶堀前井伊家上屋敷○市内は、友山○大寺。しるす如く、加藤清正本館
 なり。表門前北塀外櫃カシ木の古木及び榎木等ひしと植たれば、このところの小
 坂を土俗櫃カシ木坂と唱ふ。尤この古樹も、明曆大火○三年後、植替たるもの
 と知るべし。清正○加藤時代もしかる歟。慶長○紀元二二七四年の半の頃、清正○加藤
 藤。肥後國守として江戸に參向して、此館に居住の時、帝釋栗毛といふその長
 六尺三寸に餘れる馬に乗りて、御城下を徘徊せしに、其裕長さ四尺三寸、尤鯨
 尺にてありしが、脛の三里少下に懸りたるなり。備前兼光の長さ三尺五寸あ
 る劔を常帶の脇指としたり。さればその頃江戸の土人のはやり小唄に、
 江戸のもかりにさわりはすると、よけてとをしやれたいしやくくりげ。
 とうたひたるなり。其大兵推て知るべし。是前川三左衛門入道道壽といひて
 壯年の頃、蝦夷の地數百里奥迄ありきし様の無雙強勢の老人、八十三歳にて
 齒のたえたる翁の物語なり。

中屋敷ハ、今ノ市内麴町區紀尾井町四五番地伏見宮邸敷地其處也。

井伊家の中屋敷四ツ谷喰違ひ木戸門の内の屋敷市内は、即加藤清正造作したる儘にて、凡二百年に及びて、至于今類焼せずして存在す。この屋敷の表門の冠木に、清正加藤長三尺餘の黄金にて虎を作、置紋をせり、然るに此紋朝日に曬く、品川浦魚驚き去て獵すなくなり、漁人殊の外渡世難義のよし歎くに付、かの置紋を放したるといふ事、古往より武家の口碑に残る處也。日蓮宗四ツ谷南寺町市戒行寺の故住日貞は、俗姓山本勘助晴幸入道道鬼齋が孫にて、身延山斐日脱上人の附弟たり。退寺の後、稍八十歳に向として、寛保中紀元二四〇三年遷化なりし。此老僧語ていわく、往年去る所縁にて、彼四ツ谷喰違門の内、清正加藤造作の井伊家屋敷に至り、營作一覽いたしたるに、先玄關と落椽の所板敷たるべきを平石にて敷詰たり。是は清正加藤すわと言ふ時、踏段の上より直に馬を牽寄せ乗る様にしたると也。さてその玄關上使者の間とおぼしき所の四方腰障子は、尤古風に腰高き障子にて、惣而その骨木の外方鐵の筋金を入れ、外方へ壹本くに鐵の樞ハシを仕込たり。是は清正加藤外より來る使者にても、其外の武士にても、心得ざるものと見たる時、まづ此間へ入れて挨拶の家來其口上何にても聞、それに御ひかへ候得とて退

く時、その障子をはたと立ると、くるゝありて、その中にあるものたやすく出る事のならざるやうにしたる也。諸事ヶ様に武用を心得造りたる者也と承り、一覽きたると云々。

福島氏賜

福島氏賜邸 參考落穂集ニ。

今世芝愛宕下市松平久隱岐守定春朝臣代々の居宅は、元和五年紀元二〇二七年迄は、關ヶ原御利運以後、安藝の國守凡五拾萬石餘領之福島左衛門大夫正則居宅なり。彼將沒落之後、隱岐守平先祖に賜るといふ。正則福島御たやし被遊候時者、台徳公秀忠は御上洛にて、江戸は御留主なりき。異議に及び、門戸等かため、むつかしき程に見え候者、愛宕山芝より大筒を放し候へとの御下知也。此事を正則福島老功の將ゆへ、その儘聞出し、上使江對し、あまりきやうぎやう敷なされかたとさげすみたる也。かの一件の記に委し。又云、正則福島上館は、御城内西丸外市因幡伯耆の大守松平相模守池代々之本館とするもの是なり。關渭水正徳紀元二二七五年のすへ語て曰、芝愛宕下青松寺の門前市大猷公徳川御代のすへ、正保紀元二二三〇七年慶安紀元二二三一年の頃迄は、葦沼の汐入にて、六月の炎天にも、奴僕に下駄を持たせざれば往來

成かねたりしが、見るうちに石壘の地となりしと云々。

謂フ所ノ松平隱岐守邸ハ、今市内芝區愛宕町二丁目中ノ地ニ係リ、青松寺門前芝區市内ハ其附近也。西丸下市内。松平相模守邸ハ、市内麴町區有樂町一丁目一
二番地其處タリ。慶長江戸圖同番地南部ニ、東西六間、南北六十間、羽柴左衛門大
夫ト記ス。

池田氏賜

池田氏賜邸ハ、備藩邸考左ノ如ク記ス。

大名坊本邸市内

抑江都ニ我藩邸ヲ置レシ原始舊志ニイマダ見ル所アラズ。サレドソノ大概
ヲ考ルニ、慶長五年紀元二〇六〇年ノ大亂定リテ、天下悉ク徳川家ニ服從シ、同
八年紀元二〇六三年ニ至テ、東照神君徳川家康征夷大將軍ニ任ジ玉ヒシカバ、天下ノ
侯伯コトクク關東ニ會同セラル、ニヨリ、同慶長九年紀元二〇六四年諸藩ニ邸
地ヲ賜ヒシヨシ舊記ニミエタレバ、我池田邸ヲ置レシモ是時ナルベシ。慶長
十一年紀元二〇六六年ノ間ニシルセシモノカト云ヘル古圖ニモ、既ニ今
ノ本邸池田氏邸ノ所ニ國清公池田輝政ノ御名ヲバ載セタリ。サレバ此本邸
ヲ最初ニ置レシモノトハシラル。同慶長十一年紀元二〇六六年正月國清公池田輝政

江都ニ下ラセ、御城普請ノ事アリテ、同慶長十一年六月ニ至リ西歸シ玉フ

由、舊記ニ見エタレバ、此時已ニ此邸ニ入セシナルベケレド、其事舊記ニ載セ

ザレバ、サダカニハ云ガタシ。同慶長十五年紀元二〇七〇年將軍家徳院殿ヲ

我邸ニ享セラレンガ爲ニ、新ニ壯麗ヲ盡シテ殿閣ヲ造リタテラレシニ、明ル

十六年慶長正月三日北隣ナル會津ノ邸蒲生飛騨守秀行是ナリ。南

ヨリ失火シテ、我新造ノ邸モ殘リナク灰燼トナリタル由記セルゾ、武徳編年

集成等タシカニ此邸ノ舊記ニ見エシ始ナル。但是ヨリ以前、此邸ハアリテ、館

ヲ造リ改メラレシ事トハ知ラレタリ。本邸古ハ、北隣ノ御老中屋敷共ニ我邸ニ
口ノ邸ト唱來レリ。今ノ有様ニテハ、辰ノ口邸ト唱フベキイハレナサレド此比ハ、夫
人諸公子モ封國ニオハシマシ、タゞ君公ノ折々下ラセ玉フ時ノミ、爰ニ入ラ
セシ故、別邸モナカリシ。今年十六年烈公池田イマダ公孫ニテ、御歳僅ニ三
歳ニナラセ玉ヒシガ、江都ニ下ラセ、質トシテ爰ニ留ラセ玉フ。是公子ノ江都
ニ住セ玉フ始ナリ。同慶長十八年紀元二〇七三年國清公池田輝政薨ジ、與國公池田御
代ツガセ玉ヒテ後、元和元年紀元二〇七五年四月大坂再舉ノ時、福照夫人原氏公子
三五郎殿備後守殿ヲ俱シテ關東御下向アリテ、遂ニ此邸ニ止ラセ玉フ。是

ゾ夫人ノ東邸ニ住セ玉フ始ナル。是ヨリシテ文政○紀元二四七八年ノ今ニ至ルマデ、公室八世、年季二百十有餘歲、世々變替ナク君公ノ住セ玉フ邸ナリ。又サルガ中ニ、火災有テ改メ作ラル、事五度ニ及ベリ。上ニ記セル慶長十六年○紀元二七二年ノ火災ノ後、烈公○池田光政ノ御時、寛永九年○紀元二九二年十二月晦寅ノ下刻、我邸ヨリ火起リ、西南ノ風強ク、松平中務少輔○忠滿、竹中采女正○重次、細川越中守利○忠利、前田大和守高利○高利、内河岸三町山名主殿○矩、松平筑前守利常○利常、松平周防守重○重康、松平五郎○按禰原忠次、初メ大須賀家ヲツギ、五郎左衛門ト稱シ、御家號賜。加々爪民部少輔澄、藤堂大學頭○高次等類焼セリ。○寛永日記ニ見ユ。此諸家ノ邸、皆大名小路○市內麴町區ヨリ常盤橋○市內麴町區ノ内ニ在リ。其後ヤガテ御館等經營アリ。慶長○紀元二二七四年ノ火災ヨリ、爰ニ至テ廿二年ニアタレリ。夫ヨリ廿六年ヲ經テ、明曆三年○紀元二一七年正月十八日未ノ刻、本郷四町日本妙寺○日蓮宗ヨリ火起ル。時ニ西北ノ風瓦礫ヲ飛ス。須臾ニシテ火數十町ノ外ニ飛移リ、湯島駿河臺日本橋八町堀神田柳原○市ヨリ牛島本所區ニ至ル。鳥越○市內淺草區ノ邸モ此火ニテ類焼ス。カクテ徹夜ニシテヤウヤク消シ處ニ、明レバ十九日○明曆三年紀元二一七年正月ノ巳ノ刻、小石川傳通院表門前新鷹匠町○市ヨリ火起リ、北風昨日ヨリモ甚シク、忽チ郭内ニ移リ、大城悉ク灰燼トナ

ル。餘燄大名小路○市內麴町區ニ押移リ、我本邸前邸并ニ同所ノ別邸、皆即時ニ類焼ス。此日○明曆三年紀元二一七年正月十九日。又麴町○市ヨリモ火起リ、外櫻田愛宕下芝邊○市內マデ延焼ス。總テ兩日ノ火災、國初已來ノ大變ニシテ、今ニ至テ明曆ノ大火ト稱スルハ是也。同○明曆三年紀元二一七年四月我邸土木事始有テ、老臣日置若狹○忠治總奉行タリ。按是年○明曆三年紀元二一七年烈公○池田光政御在國ナリシニ、火災ニフ。サレドモ大名小路ノ三邸、并ニ鳥越○市內淺草區モ共ニ類焼シタレバ、福○福今十月照圓盛兩夫人、并ニ曹源公○池田綱政何方ニ移リオハセシヤ考ル處ナシ。今十月ニ至リ落成シ、忠治○日已下ニ宴ヲ賜リス。然ルニ五年ヲ經テ、寛文元年○紀元一七二二年正月廿日ノ大火ニ又類焼ス。前邸○モ二月命アリテ土木始ル。池田左兵衛信總奉行シテ、追々土木成ヌ。其後久シク火災モナク、曹源公○池田綱政ノ御時ニ至リ、元祿七年○紀元一七〇四年大書院ノ南ニ申樂ノ舞臺ヲ新ニ作ラレ、閏五月○元祿七年至リ、元祿七年○紀元一七〇四年成就セシカバ、同○元祿七年閏五月廿七日始テ申樂興行アリ。其後大書院ノ西北ニ新殿ヲ作ラレ、同○元祿十一年十一月○紀元一七二五年ニ至テ、此新殿ニ額ヲ掲ゲテ仙遊閣ト號ケラル。額ハ照高院二品道晃法親王ノ書ナリ。○此額享保○紀元一八二〇年ノ火災ニ亡ビシカ、又安永○紀元一八〇〇年元二○紀元一八二〇年又新ニ仙遊閣ノ西北ニ一殿ヲ作ラレ、新座敷ト唱ラル。是今ノ御居間。曹源公○池田綱政薨

シ、保國公○池御代ツガセ玉ヒシ初メ、享保二年○紀元二三月廿二日申ノ上刻、小日向○市内小ノ馬場ナル井出三郎右衛門ノ宅ヨリ失火シ、乾ノ風殊ニ烈シク、申ノ下刻ニ及デ忽チ我邸類焼ス。前邸築地邸皆燒亡ス。寛文元年○紀元六六年ニ西ノ中長屋二筋ト西ノ表長屋藏十ヶ所物見等殘レリ。公ハ分家善太郎殿諱政晴後愛宕下芝区内ノ第二避タマヒシガ、同第狹隘ナルニ依テ、同○享保二年三月廿四日内匠頭殿諱政鳥越○市内ノ第二ウツラセ、早速西御殿修繕アリテ、西御殿モ昔ヨリ少シク移轉シ、又廣狭ノタガヒ等アリト云。壽國公○當當太○公公○世世子ニテワタラセ玉フホド、皆住セ玉ヒシナリ。其詳ナル事所傳ナシ。四月朔○享保二年元二三月廿七日。爰ニ歸ラセ玉フ。同○享保二年三月廿七日。十五日始テ御暇ノ上使アリシカバ、御玄關ノ處ニ、假ニ三十疊ノ小屋ヲ作ラレ、爰ニテ接待アリ。其後御館經營アツテ、翌年○享保三年元二三月廿八年。春ニ至テ落成ス。四月○享保三年元二三月廿八年。公御參府有テ、新殿ニ入ラセ、土木ノ奉行タリシ森半左衛門、今井文左衛門等ヲ初メ、諸役人ニ宴ヲ賜ヒ、又時服白金等ヲ賜フ事モ差アリ。サレド此度ハ先表向ノミニテ、御内所向ハ作ラレズ。同○享保四年元二三月廿九年。ニ至テ御内所ノ土木アルベシトテ、六月十六日○享保四年元二三月廿九年。備前ニテ水野大藏元シメヲ命ゼラル。是備前ニモ材木切組シテ廻船アルベキ爲ナリ。今年○享保四年元二三月廿九年。八月

十一日沖新田ニテ手斧初アリ。同○享保六年元二三月廿八年。二月十一日ニ至テ上棟アリテ、追々成就セシカバ、翌年○享保七年元二三月廿九年。四月公參府シ玉ヒテ、水野大藏已下ニ宴ヲ賜ヒ、又賜物アリ。同○享保九年元二三月廿八年。仙遊閣ヲ造ラレ、十二月○享保九年元二三月廿八年。ニ至テ成就セリ。夫ヨリ壽國公ノ御代ノ間ハ、火災モ無リシニ、當太公立セ玉ヒシ後、安永元年○紀元二三月廿九年。二月廿九日、目黒行人坂○武藏國ヨリ火起リ、坤風猛烈ニシテ、追々大火ニ及ビ、夜ニ入テ我邸類焼ス。此度ハ、武具藏數奇藏、屏風藏等悉ク火入テ、累世ノ寶器多ク亡ビヌ。○前邸モ共ニ災ニカハル。年ノ火災ヨリ爰ニ至テ亦五十六年ニ當ル。鳳臺夫人築地京○市内ノ邸ニ移ラセラル。四月五日○安永元年元二三月廿九年。公御參府アリテ、丹波守殿諱政愛宕下芝区内ノ邸ニオハシマシ、カバ、夫人モヤガテ爰ニ移ラセ玉ヒヌ。此度ハ上使モ愛宕下芝区内ノ邸ニ來臨アリ。追々本邸土木始リ、翌二年○安永二年元二三月三十一年。落成シケレバ、此月○安永二年元二三月三十一年。八月。十一月夫人院殿鳳臺世子○當當君共ニ歸リ移ラセ玉フ。明ル三年○安永二年元二三月三十一年。四月公御參府アリテ直ニ新殿ニ入セラル。即方今ノ御館是ナリ。サレド大書院并ニ一二三ノ間等ハ作ラレズシテ、殆ンド四十年經シガ、文化八年○紀元二三月廿一年。八月十六日、事初メアリテ、一二三ノ間ヲ作ラル。同○文化八年元二三月廿一年。十

一月廿八日柱立、翌九年○文化〇紀元正月十九日上棟、四月朔元〇文化九年紀元ニ至テ成就セリ。是月二〇文化七年紀元君公御參府アリテ、其事司リシ水野助太夫土木イマダ成ザル内ニ、世子ノ御傳ニ轉ジ、尋テ免廣内權右衛門并ニ須内友作緒方ト改ム等ニ賜アリシ。サレド大書院仙遊閣舞臺等ハ、猶未ダ古ヘニ復セズ。同文〇紀元二秋、世子移リ住セ玉ハン爲ニ、今迄ノ西御殿ヲコボチ取、新ニ御内所ノ西ニ御館ヲ造ラル。片山慶左衛門元シメタリ。十月十八日元〇文化十一年紀元落成シ、翌十二年二〇文化〇紀元二月廿四日世子築地市橋區ノ邸ヨリ爰ニ移ラセ玉ヒヌ。

大關氏賜邸 黒羽野國下邑主大關資増門督ノ江戸邸ヲ賜フ、慶長九年二〇紀元十二月前ニ在ルヤ、左ノ文書以テ之ヲ證ス可シ。唯其何レノ日ナリシヤヲ知ラズ。創垂可繼史料所收ニ、

左衛門督資増公大關以御直書、江戸御屋敷之御法度被仰渡之、寫掟

一、江戸屋敷諸事、治兵衛に申付候間、何事によらず治兵衛申儀をむく間敷事。
一、治兵衛にいとまごひとして、少もあるべからざる事。

一番之者、片時とたがい申間敷事。

但、門番者のふしの者に可申付候。

一、門立仕間敷候事。

一、喧嘩口論仕間敷事。

右、相そむき候はゞ、治兵衛可申越候。其とかにより可申付候。若治兵衛よろしやいたし、此方え不申越候はゞ、治兵衛可爲曲事者也。

慶長九年二〇紀元二十二月四日

大關資増左衛門御判

其地ハ、往古江戸繪圖、外櫻田市橋區。毛利氏邸ノ南ニ隣リ、をせきとさト見ユル者、或ハ是歟。

〔附記〕 尼崎又次郎拜領屋敷

尼崎又次郎ハ、堺泉國和ノ富商也。慶長十年二〇紀元二ノ江戸城増築ニ、役ヲ助ケテ、石船百艘ヲ獻ジタルコト、皇城篇之ヲ記ス。此頃屋敷地ヲ日本橋市橋區。日本橋市橋區。架設成リタル後ノ事ナラム歟。

先祖尼崎又次郎中略。天正十八年二〇紀元二三月小田原御陣之御時、權現様

家康○徳川 御陣に相詰御用奉承候。小田原落城之後、江戸御城御築立被爲成候。御時、石船百艘加賀爪甚十郎殿を以被爲仰付、則日向國にて造立奉獻上候。其砌御知行可被下旨、甚十郎殿を以被仰付候得共、御辭退申上候。其後江戸日本橋○市にて、御地并御金拜領仕候事。

結城様○結城 下野守様○松平 上總介様○松平 越前守様○松平 江戸駿府御參勤之節、御宅地御拜領無之内者、爲御吉例、又次郎○尼崎家を御宿に被成候。下野守様○松平 江戸御在府中、又次郎○尼崎拜領屋敷被成御座候節、御異例。因茲台徳院様○徳川 夜中被爲遊御成候御事。

——尼崎又右衛門由緒書

參考落穂集ニハ、日本橋乾角尼店○市内日といふは、神君家康○徳川 天正十壬午年○紀元二六月二日泉州堺に御遊覽の時、明智亂として、尤晝前の比彼地御退被遊候所に、天満川○攝津筋佐田天神○攝津邊まで、淀川筋船にて大坂城○攝津下御通り抜け被遊候。此節堺の商尼ヶ崎屋道圓と云ふ者、かひく敷御船を仕立、手早く漕通らせ候もの、御奉公の筋を以て、右日本橋○市内日西北角壹町の所被下置候もの、至于今、彼子孫所持する也。其子孫又右衛門とて、代々大

坂津○攝津居住、かの御城内に出入御免、尤彼城代を江戸か至り候公狀の封を切候、言句に不渡大切の御事を勤むと言ふも、先祖以來御忠節を相勵候冥加たりしと云々ト見ユ。

〔參考〕 第宅

江戸ノ第宅ハ、慶長八九年○紀元二頃ヨリ、元和○紀元二寛永○紀元二年○紀元二ニ至リ、結構宏麗ヲ極ム。即チ

見しは昔、當君武州江戸へ御打入は、天正十八寅○紀元二ノ初秋也。其比迄は、高さもいやしきも、松をはしら、竹のあみ戸、むぐらの庵、蓬が宿、草ふかき小家がちなる軒のつまに、咲かゝりたる夕顔の、しろき花のみにて、かやり火のふすぶるもあはれにも見へておほかりし。扱亦ひかる源氏のいにしへを、六十帖に委敷あらはせり。よもぎふの卷には、源氏よもぎふの宿へかよひ給ふ事をかけり。源氏の御歌に、尋ても我にぞとはめ道もなく、深き蓬のものとの心をと、よみ給ふ故に、末摘花とよもぎふのやどといへり。狐の栖と成て、うとましふ、ふくろうの聲を朝夕耳ふらしつゝとかけり。又夕顔の卷には、源氏の思ひ人夕顔の花咲たる宿におはしけるにより、夕貌のうへ

と申也。をりて社それかとも見めたそがれし、ほのくまろきはなの夕顔
 などと詠じさせ給ひて五條夕貌のやどへ通ひ給ひし。慈鎮の歌に、まづの
 をがけぶりいぶせきかやり火にすけぬものは夕顔の花と、拾遺風躰抄
 にみえたり。いにしへはいと物あはれなる事ども有しぞかし。扱又中昔の
 事にやありけん、有人書書をたのみ、はんじやうの家居、亦わびしき庵の躰
 をこのみければ、望にまかせて家をゆゑしうかき、むねに庭鳥のあかりた
 る躰を書、又草の庵に夕顔のはひかかるわびしき躰を書しと也。今江戸町
 の家作りをみれば、二階三階のとちぶさかはらぶきにて、軒高ければ、庭鳥
 のはねは中々およびなし。むねにはとびさぎ、こうなどが、巢をかけてみゆ
 る物、又諸侯大夫の屋形作りをみるに、たゞ小山のならびたるがごとし。む
 ね破風ひかりかゞやく、其内に龍は雲に乗じて海水をまきあげ、くじやく
 ほうわうは、つばさをならべて舞さがり、是をふりさけみんとすれば、天津
 光のうつろひまばゆくして、其かたちさだかにみえがたし。軒のめぐり、門
 のほとりには、虎が風に毛をふるひ、獅子がはかしらするふぜい、誠に生て
 はたらくかと、身のけよだち、あたりへよりがたし。かかる廣大なる御時代

にもあひぬるものかな。

——慶長見聞集

凡明曆○紀元二二二三年より前は、大名の門前に駒寄ありて、參議以上の官
 家には、千疊敷を造り、御成門として彫物作りの善美を盡せし。すべて大名の
 書院金繪格天井など皆極彩色、焦土となりし後復作る人なし。

——東都紀行

御城○江のうしろ方には、紀伊水戸尾張御三人のやしきあり。四方引廻し、
 諸大名の御屋形、いづれも作りならべられたり。殊更に目を驚かしけるは、
 御成門の有様なり。柱は七寶をちりばめ、扉には唐の日本の色々のほりも
 の象の鼻龍の鱗、或は仙人、或は二十四孝、上には桐蔦のからくさ、花づくし、
 鳥づくし、珊瑚、瑪瑙、琥珀、瑠璃、金銀をちりばめ、細工にあかせ建られたり。見
 れどもくいやめずらし。歸らんこと忘るゝとは、かやうの事なるべきや。

——東海道名所記

一、問て云、御當地○江侍屋敷町方寺社等の普請家作などの義は、以前より
 唯今の通りに有之たる事に候哉、または輕重のたがひなども有之候哉。答
 て云、七拾年以前酉の年○明曆三年、大火の節迄、御譜代大名衆の居屋敷

杯には、關東御入國初めの家作等も間々相残り、慶長五年○紀元二六〇年以後、當地○江に於て居屋敷拜領あられ、家作被申付外様大名方の屋敷々々の義は、大方其時代の普請のまゝにて有之たる事に候。其節井伊掃部頭殿上屋敷○市内麴町の義は、以前加藤清正と申たる人の家作の由に候。我等幼年の頃、仔細有之、表向の義者残りなく見物仕たる義有之候を以、慥に覺へ居申事候。玄關より初め表向むきの義は、悉く金張付の繪の間も有之、表門は桁行十間餘り共相見へ候。矢倉門にいたし、ちいさき馬程も有之、金たみの扉を五疋彫物にいたし、外むき惣長屋折廻りの丸かわらには、金の桔梗の紋所有之候。夜中にも光り輝き相見へ申とく有之。其外にも國持衆の屋敷の義は、大形二階門造りにいたし、種々の彫物など有之候。惣て其節五萬石許も領知あられ候大名方の玄關むき書院などは、金張付繪の間に非ずしては不叶事の様にて有之、就中御三家方には、御成御門と申て唐破風作りにいたし、尤惣金たみに種々の彫物など有之、結構至極なる事共に候。但し尾張殿半藏御門内○市内麴町區の屋敷の義は、自火を御出し、悉焼失仕り、竹橋御門○市内麴町區。紀伊殿水戸殿の御屋敷に有之たる御成御門の義は、我らなども

能覺へ居申事に候。松平伊豫守殿○忠にも御成り可被遊間、御三家方の如く御成御門支度あられ候様にとの御内意に付、出來候由の御成御門の義は、仙人そろへの彫物にて、新ら敷候て猶更以光り耀き場所がらも大手先の事に候へば、人通りも多く候に付、見物人の絶間も無之候故、其比世間に於て日暮しの御門と申候由、右御成御門などの有之たる屋敷の義は、酉○江の年○明曆三年(紀元二三一九年)に残りなく類焼いたし、其以後とても、御當地○江敷度の大火事ゆへ、諸大名方の普請の義は、いづれも軽く罷成候由、酉○明曆元年(紀元一七〇三年)迄の義は、町方の普請も町疇に有之、大傳馬町○市内日本橋區。佐久間と申町人の表屋をば三階屋に作り、二階三階には黒ぬりに仕りたる串形窓を明ならへ候を以、殊の外に目立申たる事共に候。箇様成屋作等も、酉○明曆元年(紀元一七〇三年)に焼失仕り、町方の義は、猶更度々の火事に付、町人の屋作等も、段々と軽く罷成候也。且又神社佛閣等の義は、以前に合せ候ては、宜敷被成たる方も、可有之哉と被存候也。只今の深川八幡○市内深川區。牛の御前○市内本所區。金龍山聖天の社○市内浅草區。穴八幡○市内牛込區。赤坂小六宮○市内赤坂區。など申社之義は、かすか成ほこらの立宮にて有之候所に、今程は結構成宮居と罷成候は、七

十年以來の事にて候我等見覺候ても柴庵同前の小寺小院共に、只今は一かどの寺作りと罷成たるも餘多有之候也。同問て云、只今の番町○市内邊麴町區の義は、以前に相替り申様子も無之候哉。答て云、我等若年の頃見及候番町○市内邊麴町區の義、表向に石垣を仕り、長屋作にいたし、白土など付たる家と申ては、まれにも無之、屋敷廻りは大方竹藪にて、其内にかやふきの居宅長屋杯を作り、ちいさき門の立たる屋敷、許のごとく有之たる事に候。今程は竹藪などの外かこひをいたしたる屋敷としては、一軒も相見へ不申候。然れば右にも申通り、大名方の家作の義軽く成、小身なる衆中の屋作は重く成申たる様子にて候と被_レ存候也。

—落穂集追加—

元和○紀元二二七五年寛永○紀元二二八三年の始、大猷院様○徳川家光御在世、御成の儀依被_レ仰出、諸方其爲御用意、御營作美麗也。其建様者、表大棟門、或は二階之櫓門、向て玄關遠侍式臺、大廣間、中間御車寄御上段の長押板、御棚帳臺の御納戸構、御成書院御對面所此外、奥方勝手向き之家々、大臺所等建之。御成之御儀式者、諸事於大廣間被_レ執行、御成書院之外者皆被_レ用、御宅、御廣間御上段に向て、御舞臺立、御成御門は、大四つ足門、前後軒唐破風、御廣間御車

寄に向て立、此御門より被_レ爲成、直に御車寄に爲被_レ入、還御も又如此。表御門之内、御玄關之邊に、三疋立の御厩作法の通に建之。又大臺所者、表門の見へ渡りに依_レ建之、大切破風に造り、妻の模様は、庫裡之飾にして、色々彫物を取付、眉庇者唐破風を掛、三料之組物仕様、玄關之通り也。又御家門様方之御玄關者、如御城内組物を置、向妻に軒唐破風を掛り、前を三間に柱を立て、左右櫛形、中之間折唐戸也。何れも儀式之御家仕様結構、共に大方如御城内也。明曆三○紀元二一七一年大火事の時迄は、大小名小身の方々迄、御廓内の屋鋪方には、屋鋪廻り溝外に、駒寄とて高三尺計の矢來有之、笠木を通し、小柱壹間に五本立程貫壹通り、大方檜にて致し候。又國主大名之御門前には、高駒寄とて、溝橋外に高さ八尺計の高矢來土臺立子柱五六寸角にて、小間返しに立、笠木を通し、貫二通入、扉矢來子の通にして、肘釣に跼通も有之、古來の兩折門之ものなり。

尾州大納言様義直卿○徳川御屋敷、半藏御門の内、西之御丸吹上御門の前、東御堀端表御門西之方は、御廓之土手にして、御屋敷の内也。御成有之御作事は、御三人様共に不相替之由、寛永十六卯年○紀元二九九年後の大納言光友卿○徳川

川へ千代姫様御入輿依之前大納言様○徳川義直并相應院様○志水氏共に糺町新御屋敷○市内糺町區へ御移り被遊御守殿御本丸之御格式之通御作事出來御入輿有之明曆三年○寛永十七年○寛永十八年○寛永十九年○寛永二十年○寛永二十一年○寛永二十二年○寛永二十三年○寛永二十四年○寛永二十五年○寛永二十六年○寛永二十七年○寛永二十八年○寛永二十九年○寛永三十年○寛永三十一年○寛永三十二年○寛永三十三年○寛永三十四年○寛永三十五年○寛永三十六年○寛永三十七年○寛永三十八年○寛永三十九年○寛永四十年○寛永四十一年○寛永四十二年○寛永四十三年○寛永四十四年○寛永四十五年○寛永四十六年○寛永四十七年○寛永四十八年○寛永四十九年○寛永五十年○寛永五十一年○寛永五十二年○寛永五十三年○寛永五十四年○寛永五十五年○寛永五十六年○寛永五十七年○寛永五十八年○寛永五十九年○寛永六十年○寛永六十年○寛永六十一年○寛永六十二年○寛永六十三年○寛永六十四年○寛永六十五年○寛永六十六年○寛永六十七年○寛永六十八年○寛永六十九年○寛永七十年○寛永七十一年○寛永七十二年○寛永七十三年○寛永七十四年○寛永七十五年○寛永七十六年○寛永七十七年○寛永七十八年○寛永七十九年○寛永八十年○寛永八十一年○寛永八十二年○寛永八十三年○寛永八十四年○寛永八十五年○寛永八十六年○寛永八十七年○寛永八十八年○寛永八十九年○寛永九十年○寛永九十一年○寛永九十二年○寛永九十三年○寛永九十四年○寛永九十五年○寛永九十六年○寛永九十七年○寛永九十八年○寛永九十九年○寛永一百年奥御表共に充之如格式之御普請有之結構共に不相替然共御成御門は不立其場所は右之通に有之表方は甲冑豊後○宗廣父子勤之奥方は平内大隅勤之此屋敷明曆三○紀元二一七七年の大火に相殘同年○明曆三年○紀元一七七年市買○市内牛込區へ御屋鋪替り此御家共壞尾州へ被遣是より御三人様御屋敷跡明地に成○徳川紀州大納言様頼宣卿御屋敷右尾州御屋敷に竝中は水戸の御屋敷當御屋敷は北之端大道之所迄後ろは鼠穴○市内糺町區と云半藏御門○市内糺町區への往還也御成有之表御門大棟門組物相出し梁之持送り所々彫物惣金冠木彫目貫龍一疋長延て七八間有之御成御門大四ッ足門軒唐破風惣彫物扉之内左右腰貫の上彫物帝漢圖惣金御玄關向三門に割中唐戸兩脇櫛形向妻軒唐破風遠侍大桁作り二棟式臺同斷大廣間同斷中門御車寄諸事式法之通御舞臺三疋立式法之御厩御玄關の脇に建具其外御成書院諸御家數々有之御住宅也表御長屋腰拔黒塗上下長押の釘隠大なまこ形すかし彫

物みがき箔上窓黒塗隅金物同斷右之御殿明曆三○紀元二一七七年の大火に燒殘り同年○明曆三年○紀元一七七年此邊御屋敷上り御壞し取其後元祿○紀元一七〇一年の始綱姫様御入輿の時糺町○市内糺町區の御屋敷に過半建之水戸中納言様頼房卿○徳川御屋敷右同斷尾州紀州之御間御成有之表御門大棟門仕様紀州御門同斷冠木置彫物目貫龍二疋御成御門同斷其外大廣間式臺遠侍御玄關御厩諸家紀州御格式に不相替明曆三○紀元二一七七年大火後御屋敷上り御家御壞取小石川御屋敷○市内之表御玄關其外諸御家共御用被成元祿十六末○紀元一七〇三年十一月廿九日に炎上越前參議松平伊豫守様忠昌卿御屋敷龍口○市内糺町區今は井上河内守殿御屋敷表御門東向神田橋通に有御成有之御成御門大四足軒唐破風柱の分龍の卷柱惣木端冠木端同上の置物其獅子の彫物貫臺輪何れも地紋彫唐戸の美相八仙人彫物腰貫上同斷惣金みがき箔表御門大棟門組物相冠木所々木端獅子龍之彫物みがき箔大廣間大さ外には勝れり世に千疊敷と云ふ中門車寄有諸事結構御本丸にも不有と也式臺遠侍御玄關御厩儀式之通に立其外御成書院御居宅之諸營御屋敷之内寸地も無之御長屋隅々櫓

を上り明暦三〇一紀元二の大火に炎上す。
 松平越後守様光長卿御屋敷半藏御門外元山王の上御堀端〇市内に御成
 未濟之由表御門大棟門木端等皆獅子の彫物直金大廣間御中門御車寄有
 之式臺遠待御玄關儀式之御家不殘御住宅故其外奥表御家數多し御成御
 門者場所取計に而未建明暦三〇一紀元二の大火に先達て正月二日〇明暦
一七二三年の朝自火にて御屋敷中不殘燒失類火無之其後者世間並の御作事
 也。

蒲生下野守様御屋敷龍の口〇市内
麴町區今土屋相模守殿御屋敷御成有之由御
 屋形御門表二階櫓門の由等右何も同斷儀式の通御作事の由甲良豊後宗
 廣勤之御世繼無之に付御後絶御屋敷者酒井讚岐守殿拜領有之候得共寛
 永未の年の比は右の御家作御門等も不見委細不知駿河大納言様忠長卿
 御殿地北之御丸田安御門の内〇市内
麴町區近來百間藏と云御成有之諸營御作
 事御三家様不相替之由御事有ての後御屋敷破却に被成御屋敷跡は御藏
 と成表御門大棟門組物相木端等獅子麒麟の彫物御成御門大四足門軒唐
 破風惣彫物唐戸の羽目倭人形三番三の彫物冠木の端の上に鳳凰丸作り

彫物何れも惣金みがき箔此二棟の御門者品川〇武藏國
荏原郡妙國寺に被建置
 近比まて有之。

松平大隅守殿從三位家久卿〇鳥
津御屋敷幸橋御門の内今の御上屋敷也御
 成有之表御門青貝塗西側に有之由諸營御成御門等儀式之通に立有之由
 嚴有院様〇徳川
家綱御代移りの時節者漸御成時の諸營は少々残り相見へ其
 外皆建替御門も長屋門に成明暦三〇一紀元二の大火事に炎上其後度々建
 替。

松平陸奥守殿中將忠宗〇伊
達御屋敷日比谷御門の外角〇市内
麴町區御成有之北
 側に表御門有右者諸營御門等御成儀式之通建有之由嚴有院様〇徳川
家綱御
 代移りの御時節は御成の時の諸營者不相見常々御家作りの通漸右御成
 の時に表御門大棟は立有之躑通上の羽目に大き成摸の彫物有之其外彫
 物等は取拂ひ哉無之明暦三〇一紀元二の大火事に炎上又御普請被成御居
 宅なり其後此御屋敷被召上甲府様御住宅と成加藤肥後守殿御屋敷今井
 伊掃部頭殿の御屋敷御成御用意の御普請但御成有之候哉不知之御作事
 儀式の通建之由御身代滅し後赤坂〇市
内の中屋共に井伊掃部頭殿へ被下

嚴有院様○徳川家綱御誕生以後、初て山王御社參之御歸路、掃部頭殿○伊井へ入御被遊之由、其節も右儀式の通、諸營は無之由、漸表御門者、明曆三○紀元二一七七年の大火迄有之、大棟門組物の相木、端は波に方の彫物惣金、大臺所者赤坂市○内の屋敷へ御引取立、今に有之、此臺所之妻、以前は竹に虎の大彫物有由、虎之大小、首より尾迄延て八間有之、竹葉一枚を檜まゝ科壹枚宛にて作候由、此御作事、甲良豊後○宗廣相勤候。

福島左衛門大夫殿○正則御屋敷、愛宕下○芝市内今松平隱岐守○松久殿屋敷、今大溝有之内は、皆大夫殿○正則屋敷の内に町屋を立出入の諸商人棚を飾り、商賣仕候由、諸營は御成用意の營作の由、御身代滅して後、古き御家は不見、御成有無不知之、表御門者、二階之櫓門にて、隱岐守殿○松平の御代、明曆三○紀元二一七七年の大火事迄有之。

右之外、御成御用意有之御方々、嚴有院様○徳川家綱御代移り之御時代に者、儀式之御營作者不相見、漸御門者、明曆の大火○明曆三年紀元二一七七年迄有之、も有之、其御方々有増の覺

松平加賀守○前田御屋敷者、松平伊豫守殿御屋敷の向、非御住宅、長屋四方の

隅々に櫓有之、長屋の瓦端金也、藤堂大學頭御屋敷は、加賀守殿隣、非御住宅、所右に同、佐竹右京大夫左中將殿御屋敷、今神田永留○富表御門二階の櫓門、御紋金の扇の彫物有、明曆三○紀元二一七七年の大火後、御屋敷替る。

松平長門守殿少將秀就○毛利御屋敷、今の御上屋敷、御門二階の櫓門、上の重墨塗、向大隔子、諸さかわ金物形彫物脇之間、ちもたかの御紋、彫物惣金、上杉彈正大弼少將定勝殿御屋敷、今の上屋敷、御門二階門、上の左右に竹に雀の御紋、彫物惣金。

鍋島信濃守侍從勝茂屋敷、山下御門の内○市内麴町區向近來甲府様御成屋敷に被召上、今又信濃守綱茂殿○鍋島に被下、表門二階櫓門、上の左右めうがの丸の御紋、彫物、諸さかわ金物形彫物惣金。

淺野但馬守侍從長晟殿屋敷、今以松平安藝守殿上屋敷、以前に營作の儀不見、然共明曆三○紀元二一七七年の大火の時迄、霞關○市内麴町區の方の高石垣大石にて野面に築き、其間の込の花居紋等に作り、築込み有之、此格にて前の普請の結構なるを可知、松平右衛門佐侍從黒田忠之殿屋敷、今之上屋敷、營作の所、淺野安藝守殿に同事。

寶永三丙戌年三〇紀元二六六年。仲冬書之。

念

向〇甲良

甲良家資料

寺院ノ轉移及創建シタル者若干。

社書上。

念

向〇甲良

寺院創建轉移 左ノ如シ。

寺院創建轉移
源空寺

源空寺 〇市内 淺草區。 文政寺社書上ニ據レバ、

五臺山文殊院源空寺

淺草

略。上慶長九辰年二〇紀元二六四年。圓譽瑞夢を感じ、津戸三郎爲守法名尊願尊願は、宗祖源

弟上人の。源空上人の像を護持せしに、三郎末裔之もの持參して圓譽に讓

り與ふ。津戸三郎尊願之事實ハ、勅修御傳廿八卷ニ出ル。津戸末裔之者ハ、翌日御城

え被召出御目見之節、其旨言上仕候處、不思議に被爲思召、一寺建立可仕旨、

被仰付、則湯島村〇市内において、前書之通寺地拜領仕候。其時源空上人之寺

なればとて、源空寺と被下置候。右故他國より引來り候寺にても無之、御當

地〇江。在來之舊寺に而も無之、御當家様〇德川氏。御入國最初御開創之寺に御

座候。

松泉寺

松泉寺 〇市内 赤坂區。 文政寺社書上ニ據レバ、

龍徳山松泉寺

赤坂新町三丁目

起立慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。開山特英大和尚者、京都北山龍安寺靈光院中

興に而、其頃在京之御旗本方、追々被召出、則龍安寺檀家之武家方も被召出、

靈光院特英大和尚を御歸依之武家方、當府〇江え一寺建立可被成旨に付、

下向被致、赤坂一ツ木〇市内。境内東西三拾間、南北三拾五間、伊賀衆領地之内、

則伊賀衆寄進之地に御座候。依之舊號長徳山靈光院と申候。但起立之地一

ツ木〇市内之内小名大澤に而御座候。

左ノ文書亦其慶長九年二〇紀元二六四年。ニ於ケル創立ヲ證シテ餘リ有リ。

一、一木〇市内 赤坂區。靈光院、從三拾年〇慶長九年紀元二六四年已前〇慶長九年紀元二六四年。開闢候而、久敷寺地之事

に候。拙者共拜領之地内に候へ共、高之外に候間、致寄進候。自然知行替も候

者、先々へも其通御理尤に候。爲後日、仍如件。

寛永九〇紀元二九二年申年三月十日 山岡太郎左衛門印。永井水之助印。北川重兵衛印。

德田木工右衛門印。飯塚才兵衛印。

靈光院

武州文書

蓮秀寺

蓮秀寺 〇市内 牛込區。 文政寺社書上ニ據レバ、

將軍家康時代

久榮山蓮秀寺

市ヶ谷南寺町

起立慶長九辰年二〇紀元二六四年。尤往古市ヶ谷田町市内半込區。ニ有之候處其後御用地ニ相成此地南寺町を拜領仕候と申傳候。

萬昌院

市内半込區

文政寺社書上ニ據レバ、

久寶山萬昌院

牛込御殿山

起立は慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。元寺地市ヶ谷に罷在候。

大雄寺

市内下谷區

文政寺社書上ニ據レバ、

長昌山大雄寺

谷中

慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。神田土手下市内に建立仕候。

大正寺

市内下谷區

文政寺社書上ニ據レバ、

盛林山大正寺

下谷池之端

當寺正寺。最初は御中間畔柳助九郎地面に御座候處慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。開庵主圓通院日亮出所不知。隱居所に買求草庵を結大正庵と號略。

蓮妙寺

市内淺草區

文政寺社書上ニ據レバ、

法乘山蓮妙寺

淺草新寺町

文祿二癸巳年二〇紀元二五三年。矢之藏市内日橋區に而寺地拜領仕候處御用地に相成右爲替地慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。當町市内淺草區へ拜領仕候。

町方書上蓮妙寺門前書上之ニ同ジ。

行安寺

市内淺草區

文政寺社書上ニ據レバ、

壽福山經壽院行安寺

淺草新寺町

當寺行安寺。起立之儀者慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。三月土井大炊頭殿利井上勝。主計頭殿御取持に而遠州々引越神田柳原誓願寺前市内に而間口四拾五間與行六拾間之地面拜領仕候其節内藤修理亮殿清成。青山常陸介殿忠成。地割御渡被下置候。

町方書上行安寺門前書上亦同ジ。

專光寺

文政寺社書上ニ據レバ、

靈照山蓮池院專光寺

淺草新寺町

當寺專光寺。起りは慶長九甲辰年二〇紀元二六四年。拜領仕元地品川武藏國荏原郡に有神君様徳川家康。御入國之節馬喰町市内日橋區え引明曆三丁酉年三〇紀元二七一七年。正月大火之後此地市内淺草區え替る。

將軍家康時代

宗安寺

宗安寺○市内 文政寺社書上ニ據レバ、

厭離山欣求院宗安寺

淺草新寺町

拙寺起立、慶長九甲辰年○紀元二六四年。本郷貳町目○市内に而寺地拜領。

十年乙巳○慶長○紀元二二六五年二月九日甲寅○甲寅、三正綜覽幕府更メテ東光院○市内

ニ寺領ヲ寄附ス。○淺草東區。草

東光院寺領

東光院寺領

朝野舊聞哀稿所收淺草東光院記○御府内備考所收同云フ。

神君様○徳川家康關東御入國之最初、當山○東光院本尊藥師如來御信仰被爲在、天正十九年卯○紀元二五一年十一月御朱印高拾五石御寄附被下置候處、慶長年中○紀元二二七四年御用地に相成、其節御奉行衆四人御連名之御書付を以、麻布今井郷○市内之内に而代地被下置候、反別名寄帳、今以所持仕候得共、右今井郷之地所、元和年中○紀元二二八二年の頃より、追々御用地に被召上、承應年中○紀元二二二四年之頃迄に、過半御武家方拜領地に相成候由にて、唯今代地拜領無御座候。

此以前之御神領、御普請場に罷成候、替高拾五石分於今井郷○市内之内相

渡申候。辰年○慶長九年(紀元二二六四年)物成方可有御所務者也。

巳○慶長十年(紀元二二六五年)二月九日

彦坂小刑部元正判
伊奈備前守忠次判
内藤修理亮清成判
青山常陸介忠成判

東光院

右御本紙者粘入貳つ折に有之候。
辰年○慶長九年(紀元二二六四年)

今井○市内之内東光院渡ル田畑帳

- 上田半四拾歩
- 上田大五拾七歩
- 上田大三拾歩
- 中田壹反小拾歩
- 上島大拾六歩
- 中島大七拾壹歩
- 中島九拾歩

- 宮ノ下助左衛門分
- 同所同人分
- こにへ下同人分
- さかいと同人分
- 番匠免同人分
- たい向同人分
- 万坂同人分

中島大拾歩

上のたい同人分

中島七拾貳歩

ひかし同人分

下島壹反七拾歩

たい向同人分

以上

上田壹反三拾七歩

山崎惣吉分

下田壹反六拾九歩

こに下同人分

中島壹反半歩

向たい同人分

以上

上田大六拾歩

はしづめ雅樂助分

下田壹反半廿歩

大やと同分

中島半歩

たいの上同人分

上島小卅六歩

南窪同人分

中島小廿六歩

たい向同人分

上田九拾歩

さかいと源十郎分

中島貳反小卅五歩

同所同人分

中田壹反大八拾五歩

さかいと源七分

上島八拾七歩

北ノ上新三郎

下島七拾五歩

宮ノ前同人分

以上

右之寄

上田合四反半拾九歩

此分米五石四斗七升六合

中田合五反大卅歩

此分米四石六斗貳升七合

下田合貳反大四拾五歩

此分米壹石七斗

上畑合壹反小卅九歩

此分米壹石貳升五合

中畑合四反半廿歩

此分米壹石八斗五升貳合

下畑合壹反半拾五步、

此分米三斗貳升。

田畑合貳町大拾九步。

分米合拾五石也。

右之分相渡申候。仍如件。

已○慶長十年紀元二二六五年歟三月十一日

糴田小三郎手代横山庄右 印

藥師別當

東光院

右帳は横帳に而有之候。

謂フ所ノ今井郷○市ハ、小田原衆所領役帳太田新六郎知行ノ内九貫八百文、江戶今井伊佐分、又二十七貫五百文、江戸今井渡邊丹後ト見ユル地ニテ、新編武藏風土記稿ハ、地域ノ大略、東ハ虎門外、○市内、南ハ西久保、○市内、飯倉、龍土、○市内、西ハ青山、○市内、北ハ赤坂溜池、○市内、ニ界ヒシ村ナリ。トス。舉グル所ノ小字ハ、今皆之ヲ失シテ、其所ヲ知ル可カラズ。内たいの上ト有ルハ、後ノ臺町○今市兵衛町邊乎。又宮の下宮の前等ノ名モ見ユレバ、恐ラクハ附近ニ何等カノ神社有リシナル

可シ。

四月○慶長十年紀元二二六五年世子秀忠○德ノ夫人淺井氏、神田○市東福寺藥

師堂ヲ營造ス。○麻布本村東福寺藥師緣起。江戶砂子。江戸惣鹿子名所大全。

神田藥師營造 麻布本村東福寺藥師緣起○朝野舊聞云フ、

大御臺所様○德川秀忠夫人淺井氏御懷胎之時に當て、當山○東福寺藥師如來靈夢の御告あ

りて、家光公様○德川御誕生御安全なりしかば、御厚信のあまり、慶長十乙巳年

○紀元二二六五年に本堂御建立有之、其節十二神將者、家光公様○德より御寄進也。則

神將之後に、

慶長十年乙巳○紀元二二六五年卯月吉日

源右大將若君○德川御寄進

かくのごとく朱をもつて御書記有之、其外佛具等色々御寶納にて、月々御燈明御寄進ありて、ますく財産をさげ給ふ。それより此かた、天下御安全の御祈をこらしをこたらず、年毎に四節の卷數供物を献上し奉る。是によりて神田藥師といふ、元和三丁巳年○紀元二二七七年に故有て神田○市より上野廣小路○市内に移し給ふ。此節慈眼大師○天海御導師として入佛供養也。東照三所大

將軍家康時代

神田藥師營

造事蹟

權現様之御尊號慈眼大師之御自筆にて傳へ來る。元和六庚申年二〇紀元二八〇年大御臺所様〇徳川秀忠夫人淺井氏御祈禱之御願文有て、又御建立有、其節當寺に下しをか

せ給ふ御黒印于今傳へ來る。

江戸砂子ニハ、麻布南町御薬園跡近所醫王山東福寺、天台宗、上野末、當寺七佛薬師は、傳教大師の作、其中の一體也。本山第二世慈覺大師佛法弘通の爲關東へ下り玉ふ時、此本尊を守りて下りたまふ也。其後太田道灌深く信じ、城中にあがめ置れしことなり。其後神田〇市に移り、又後崇源院様〇徳川秀忠夫人淺井氏御建立有、東叡山〇市の前なる廣小路に移さるゝ也。又貞享元年三〇紀元二三四四年此地〇市麻布區に

移さる。下見エ、江戸鹿子名所大全ニハ、六孫王經基源守本尊、傳教大師の作。永承

年中〇紀元一七一〇年賴義朝臣源鎌倉〇相模國に移し給ひて崇敬ましく、長祿年

中〇紀元一一一九年太田道真武州河越の城に移し、文明八年一〇紀元二一三六年道灌〇太

江城の平河に安置し給ふ。其後慶長五年二〇紀元二一六〇年關ヶ原御征伐の時、慈眼大師

〇天此尊前にて御祈禱執行あり。慶長九年二〇紀元二一六四年平河〇市より神田の臺

〇市に移さる。依之神田薬師と云。ト有リ。

十六日庚申〇慶長十年四月〇紀元二一六五年庚申、三正〇徳川家康川〇徳川征夷大將軍ヲ罷ム。〇皇城

家康將軍辭退

家康將軍辭退事蹟

家康將軍辭退 徳川家康慶長八年二〇紀元二一六三年二月十二日ヲ以テ征夷大將軍ニ拜シ、十年二〇紀元二一六五年四月十六日之ヲ辭ス。在職三年、事具記シテ皇城篇ニ在

〔附記〕 家康〇徳川時代ノ江戸

慶長十年二〇紀元二一六五年徳川氏代替、頃、一方ニ江戸城増築ノ役有リ、十一年〇慶

〇紀元二一六六年十二年二〇紀元二一六七年ノ工事ヲ經テ成ル。慶長見聞集左ノ如ク記スハ、濱

町〇市橋區以南ノ大填築、大小名ノ開邸ヲ見タルト同時ニ、江戸城増築亦成

リタル日ノ狀況ナル可シ。言換レバ、霸都新立當時ノ江戸ヲ概觀シタル者也。

江戸の境地海上まんゝとして、碧浪天をひたせり。朝に魚船いふりを拂

て、夕には満船こゝろよふして歸る。其外旅の波路を分、出る舟入舟敷をし

らず。東坡蘇〇蘇が詩に、一棄萬金の路たゞ、是一帆の風にまかすといへるも面

白し。べうゝたる野のかたへに、蘆分小船さをさして、尾花の波にうかぶ

こそ、秋はえならぬ詠なれ。武藏野や草葉みながら、おく露ぞ、末はるかなる

月を見る哉と、千載集に見へたり。其仍、豊島〇武藏國の海原を見渡して、青海や

つゞく武藏の春の草とせられたり。又兼如、江戸の川邊を見て、みるがうち

に蘆邊のくむ干潟哉と云るも又あかし。此河の水上を尋るに、阿武隈川
 おもひ河渡瀬さぬ河とね河此五つの大河、栗橋武蔵國の上にて落合、一つに
 成て、武藏と下總のさかひ隅田川をながれて、此江戸湊川へ落のぼればく
 だる舟、殘のさほのいとまぞなかりける。扱御城は、面にあたり石垣あびた
 しく、御殿は南向に立給ふ。大木古來ならぶ木間よりも、高やぐら、角やぐ
 らあらはれ、殿主は雲井にそびえ、松風はあつから萬歳をよばふかとお
 やしまる。又郭外には、諸大名高廣たる屋形作りむねをならべ、町は軒をな
 らべ、家居ゆたかに煙立、民のかまどはにぎはへり。見渡せる舊跡には、淺草
 内市に觀音、湯島本郷區に天神、神田市に大明神、貝塚市に山王權現、
 櫻田山芝區内市に愛宕、何れもあらたにましませば、まうでの袖晝夜共に貴
 賤ぐんしゆをなせり。諸宗寺の古跡には、増上寺、吉祥寺、廣徳寺、彌勒寺、
 東光院、常樂寺、本願寺、此外寺町と號し、僧坊は東西南北に門をならべ、時々
 の鐘鼓をかならず、見佛聞法、袖をつらね、くびすをついで、人跡絶ず。是なん
 てう四百八十寺の遠景にもすぐれ、大湖三萬六千頃にもみえたり。されば
 慶家といふ旅人、當所江はじめて一見し、江戸の景風あつから時を得

たる、櫻田清水市内町區。又尤奇也、紅楓の山色、大峯の雪、春夏秋冬ながら猶よ
 ろしと書て、愚老に見せられたり。實面白き客僧の言葉かな、清水が門市内町區
町に立て夏と思へば、時をらぬふじの雪を見、櫻田市内町區。に有て長閑き春
 と思へば、紅葉山内城を詠め、四時替らぬ眺望、委細を是にふるさば、車にの
 するともあけてかぞふべからず。言語を絶するむさ志の江戸の境地を、よ
 そ人に見せばやとぞ思ひはべる。
 —慶長見聞集—
 兩國川筋を初め、江戸表の白魚は、神君徳川家康。尾張名護屋の白魚を御取寄
 候て、まかせられ候もの、今に至り生成すと申傳ふ。

—參考落穂集—

東京市史稿市街篇第二畢

大正三年十一月廿五日印刷
大正三年十一月廿八日發行

著作
權有
所

編輯
行纂
所兼

東京市
汲所

印刷者
佐久間
衡治

東京市京橋區西紺屋町廿七番地

印刷所
秀英
舍

東京市京橋區西紺屋町廿七番地
株式會社

發賣所

東京市日本橋區
本町三丁目八番地

博文館

21 P58,

